

県立大学の財務会計事務適正調査等の結果について

■公立大学法人滋賀県立大学 財務会計事務適正調査結果報告書【概要】

1. 調査に至った経緯と県の対応

平成27年3月2日に公立大学法人滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）が、文部科学省から採択を受けて実施している大学COC事業について不正経理事案があったことが公表された。また、同月13日に平成26年度滋賀県包括外部監査の結果が公表され、県立大学に対しては、教員が行う研究費等の支出にかかわる会計処理（※1）に関して、分割発注、事後申請、検収確認の不備などの不適正な事例があったとの指摘があった。

県では、こうしたことを重く受け止め、4月1日に外部有識者で構成する「県立大学財務会計事務適正化推進チーム」を設置し、チーム員から助言を得ながら、財務会計事務の適正化に向けて、県立大学と共同で、不適正・不正な会計処理（※2）について実態調査を行うこととした。（調査期間：平成27年4月～8月）

※1 会計処理：事務局(教員)による販売業者への発注→購入契約→購入物の検収までの一連の流れ。

※2 報告書では、「不適正な会計処理」、「不正な会計処理」の定義を以下のとおりとする。

○不適正な会計処理：県立大学の財務規程等で定めたルールを遵守せずに研究費等を執行した会計処理

○不正な会計処理：研究費等を他の用途に使用するため、実態を伴わない虚偽の書類提出や申請等を行った会計処理

2. 調査方法

(1) 包括外部監査指摘教員を対象とした調査

包括外部監査は抽出調査であったことから、指摘のあった教員甲、教員乙（以下「指摘教員」という。）の平成22年度から平成26年度までの全ての会計処理について、当監査で指摘されたもの以外に不適正な会計処理がないか、次のような方法で実態調査を行うこととした。

①書類調査

指摘教員の会計書類について、次の(i)～(iv)を視点として調査を実施。

【指摘教員に係る会計書類調査にあたっての視点】

(i) 県立大学事務局財務グループ（以下「財務グループ」という。）で行うべき、一品または一式が50万円以上の発注を分割して行うなどの操作を行っていないか。

(ii) 納品の検収にあたり、財務グループが現物を確認しているか。

(iii) 一品または一式が100万円を超える備品の場合は、機種選定にあたって備品選定委員会の承認を得ているか。

(iv) 備品・消耗品等の発注前に財務グループの承認を得ているか。

②聴き取り調査

書類調査の結果に基づいて、指摘教員から不適正な会計処理の疑いのある案件について事実確認を実施。

(2) 全教員を対象とした調査

指摘教員を除く全教員の平成24年度から平成26年度までの全ての会計処理を対象に、不適正な会計処理の有無について次の方法で実態調査を行うこととした。また、指摘教員も含めた全教員を対象に、不正な会計処理を行い、預け金やプール金(※)といった資金を捻出していないか、合わせて調査を行うこととした。

ただし、不正な会計処理に関する調査にあたって、大学COC事業に関する経費と当事業に係る不正に関与した教員については県立大学で別途調査されるため、対象から除外した。

各調査の具体的な調査事項や調査対象者等は、別紙のとおり。

※預け金：業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなどとして代金を支払い、その支払金をその業者に管理させること。一旦納品された物品・役務を別の物品・役務と入れ替える等により支払額の差を預け金とする場合も含む。

※プール金：実態と異なる出張や雇用等により旅費や謝金等を不正に大学に請求し、その振り込まれた金額を拠出して研究室や個人が管理し、別の目的に使用すること。

①調査票に基づく調査(調査事項：不適正・不正な会計処理)

：不適正・不正な会計処理を行う教員や不正な会計処理に関与する者を把握するため、教員、職員、県立大学との取引業者、臨時雇用職員等の学生アルバイト(以下「学生アルバイト」という)に調査票を送付し申告・回答を得る。

②関係者への聴き取り調査(調査事項：不正な会計処理)

：不正な会計処理の具体的な内容を把握するため、調査票に基づく調査の結果、不正な会計処理の関与が疑われる業者、学生アルバイトを対象に聴き取り調査と関係書類(納品台帳、教員とのメールの記録等)の提出を求める。

③会計書類の確認調査(調査事項：不適正・不正な会計処理)

：会計書類上での不適正・不正な会計処理の内容を把握するため、次の調査を行う。

- ・業者からの提出書類と県立大学の支出帳票との突合調査
- ・学生アルバイトの出勤状況等の確認調査
- ・教員の不適正・不正な会計処理に関する会計書類調査

④固定資産等調査(調査事項：不正な会計処理)

：不正な会計処理により捻出された資金で購入された物品等があるか確認するため、登録された備品の実在調査と、研究室や実験室に設置してある登録のない物品の確認調査を行う。

⑤保守契約履行状況調査(調査事項：不正な会計処理)

：業者が預け金の捻出に関与しているか把握するため、作業報告書の有無と県立大学にある作業受付簿の日付の整合などについて調査を行う。

⑥教職員に対する聴き取り調査(調査事項：不適正・不正な会計処理)

：不適正・不正な会計処理の事実確認を行うため、上記調査の実施後、不適正・不正な会計処理を行った疑いのある教員等に対して聴き取り調査を行う。

3. 調査結果

(1) 指摘教員に係る会計書類調査の結果

指摘教員のうち1名（教員甲）について、包括外部監査で不適正な会計処理と指摘されたもの以外で、表1のとおり不適正な会計処理があった。

教員甲から聴き取り調査を行ったところ、「研究のために事務手続きの時間が惜しかった。研究費等執行マニュアルの理解が不十分であった。」との説明があった。

【表1 指摘教員に係る不適正な会計処理（包括外部監査で指摘されたものは除く）】

○件数

	合計	分割発注		財務グループの 検収に添付する 写真が不十分	備品選定委員 会の承認を得 ずに発注	教員が発注 した後、財 務グループが 事後承認
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
H22～26年度計	33	2(6)	1(3)	2	0	30
H22年度	10	2(6)	1(3)	2	0	7
H23年度	6	0	0	0	0	6
H24年度	7	0	0	0	0	7
H25年度	4	0	0	0	0	4
H26年度	6	0	0	0	0	6

※分割発注欄の（ ）は、実際の会計処理の件数を計上している。

※不適正事由が複数ある会計処理があるので、合計欄と各不適正事由を合わせた件数は同じにならない。

○金額（千円）

	合計	分割発注		財務グループの 検収に添付する 写真が不十分	備品選定委員 会の承認を得 ずに発注	教員が発注 した後、財 務グループが 事後承認
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
H22～26年度計	5,231	805	626	576	0	4,067
H22年度	2,963	805	626	576	0	1,799
H23年度	614	0	0	0	0	614
H24年度	856	0	0	0	0	856
H25年度	368	0	0	0	0	368
H26年度	431	0	0	0	0	431

※端数調整の関係でH22～26年度年度計と各年度合計額が合わない場合がある。

※不適正事由が複数ある会計処理があるので、合計欄と各不適正事由の合算額は同額にならない。

(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査の結果

①不正な会計処理に関する調査結果

各調査の結果、不正な会計処理はなかった。

②不適正な会計処理に関する調査結果

指摘教員を除く全教員（205名）を調査した結果、分割発注や検収に使用する写真が不十分なもの、備品選定委員会の承認を得ていないといった、不適正の度合いが高い会計処理はなかったが、教員が発注した後に財務グループが事後承認した会計処理が54名の教員にあった。（表2参照）

財務グループの事後発注となった理由について教員に質問したところ、「書籍の購入には財務グループの承認は必要ないと思っていた。」、「業者に見積書の提出を依頼した際に、業者が「発注」と誤解して物品を送付することがあった。」等の回答があった。

【表2 平成24～26年度会計書類調査で判明した不適正な会計処理】

○件数（()の数値は教員数）

	合計	分割発注		財務グループの 検収に添付する 写真が不十分	備品選定委員会の承認 を得ずに発注	財務グループの 事前承認なく教員が 発注
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
全学合計	117(54)	0	0	0	0	117(54)
環境科学部	29(14)	0	0	0	0	29(14)
工学部	26(11)	0	0	0	0	26(11)
人間文化学部	50(22)	0	0	0	0	50(22)
人間看護学部	12(7)	0	0	0	0	12(7)

○金額（千円）

	合計	分割発注		財務グループの 検収に添付する 写真が不十分	備品選定委員会の承認を得 ずに発注	財務グループの 事前承認なく教員が 発注
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
全学合計	4,695	0	0	0	0	4,695
環境科学部	637	0	0	0	0	637
工学部	1,426	0	0	0	0	1,426
人間文化学部	2,060	0	0	0	0	2,060
人間看護学部	572	0	0	0	0	572

4. 各調査結果を踏まえた県立大学で取り組むべき事項

(1) 指摘教員に係る会計書類調査結果を踏まえた県立大学で取り組むべき事項

県立大学では、研究費等の執行ルールを守らない教員に対して、顛末書の提出や教員への個別指導が行われてきた。県は、教員甲のような研究費の執行に相当ルーズな教員に対して、これまでの方法では不十分であり、研究費の執行停止など踏み込んだ対応が必要と考える。

(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査結果を踏まえた県立大学で取り組むべき事項

県は、県立大学が会計処理の適正な執行に向けて次のように取り組むべきと考える。

①物品の発注にあたって取り組むべき事項

ア 大学事務局が取り組むべき事項

○教員が財務グループの事前承認なく物品等を発注した場合には、当該物品等に係る研究費の執行手続きを一時停止し、書類の是正を求めるなどの措置を講じること。

○研究費等の執行方法に係るQA集の作成や研修の機会を増やすなど、教員の理解が浸透するよう取り組むこと。

- 見積書の提出を依頼した際、業者が「発注した」と誤解して物品等を納入し、財務グループの事後承認となった場合は、当該業者に対して県立大学における発注方法を周知すること。

イ 教員が取り組むべき事項

- 研修への積極的な参加などで研究費等執行マニュアルの理解度を高めること。
- 見積り依頼の際に、見積り依頼と発注が別々であることを丁寧に説明すること。

②検収の改善に向けた取組

やむを得ず写真検収となった場合に不十分な写真が使われることがないように、添付する写真の基準を整理するとともに、教員に対してもその基準を周知すること。

③監査方法の見直し等の取組

監査がこれまで以上に精緻に行われるよう、監査体制を強化するとともに、監査方法について監事を交えて検討すること。

④教職員のコンプライアンス向上に向けた取組

県民や企業等からの信頼を維持するには、関係法令や大学の財務規程等を遵守して研究費を執行することが求められるため、研究費の執行に係る運用面での課題解決に合わせて、教職員のコンプライアンスの向上に向けた取組を早急に検討、導入すること。

【別紙】 全教員を対象とした不適正・不正な会計事務の調査に係る調査方法と調査事項

調査事項	調査方法	① 調査票に基づく調査						② 関係者聞き取り調査	③ 会計書類調査			④ 固定資産等調査	⑤ 保守契約履行状況調査	⑥ 教職員聴取調査	
		教員		職員	業者	学生アルバイト			納品台帳の突合調査	学生アルバイトの出勤状況等の確認	教員の研究費等支出状況の確認				
		本人申告	外聞調査	外聞調査	本人申告	本人申告	外聞調査								
不正な会計処理	預け金	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	プール金	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	
不適正な会計処理	分割発注	○	○	○						○				○	
	現品検収の不備	○	○	○						○				○	
	備品選定委員会未承認	○	○	○						○				○	
	財務グループ事後承認	○	○	○						○				○	
調査対象者	全教員	全職員	取引額が高額な業者(上位100社)	年間賃金15万円以上の学生アルバイト	調査表に基づく調査で不正な会計処理の関与が疑われる業者、学生アルバイト	不正な会計処理の関与が疑われる業者	不正な会計処理の関与が疑われる学生アルバイト	調査表による調査で不適正・不正な会計処理を申告したまたは疑いがある教員	学科ごとに予算執行額が最も多い教員	50万円以上の保守契約を締結した業者	不正な会計処理の疑いのある教員				
				年間5万円以上の旅費支給を受けた学生アルバイト								任意で納品台帳の提出を依頼した業者	H26会計書類調査で不適正な会計処理があった教員	調査表による調査で不正の疑いのある教員	不正な会計処理に関与した職員

不適正・不正な会計処理を行う教員の把握

不正な会計処理の具体的な内容を把握

会計書類上での不適正・不正な会計処理の内容を把握

教員が管理する備品等を把握

不適正・不正な会計処理についての事実確認

業者の預け金関与の有無を把握

9

※本人申告:調査事項について申告、誓約させる。
 ※外聞調査:調査事項に関する他の教員の状況について、把握している内容を回答させる。
 (うわさ、評判といった外聞による内容も含む。)

■大学COC事業等の不正経理に関する調査結果について（概要）

1. 経緯

平成27年2月中旬に、本学の学生の保護者から担当教員に関する教育上の相談が本学にあった際、当該教員の大学COC事業（文部科学省補助事業）の実施に関する研究費の経理上の疑義を指摘された。保護者からの指摘を受け、当該教員から事情を聴取したところ、学生等の雇用に関する支出について不正があることを認めたため、平成27年3月2日に当該事実を公表するとともに、学内に調査委員会を設置し、全容解明に向けて調査を行った。

2. 調査結果の概要

当該教員は、平成22年度より、学生等の雇用にあたり、学生等の従事実態がないにも関わらず、または、従事実態があったものについても実績の水増しや目的外の業務をさせるなど勤務日や勤務時間等が事実と異なる虚偽の勤務記録を作成して、大学から賃金等を不正に支出させた。さらに、学生等に対しては、不正に支出された賃金等の一部を当該教員に還流（返金）させ、別の用途に使用していたことが判明した。

これらの不正支出については、当初、保護者から指摘のあった大学COC事業に関するものだけでなく、一般研究費や実験実習費などのその他の大学財源に及んでいた。

なお、動機について、当該教員は、地域の振興や活性化のイベント開催等の取組のための予算が十分ではなく、必要な財源を確保したかったこと、およびイベント規模の拡大により、細々した経費支出の手続きが面倒になったと述べている。

3. 大学としての結論と判断理由

不正と判断された雇用については、学生等の実際の業務への従事実態のあるなしに関わらず、賃金支出の根拠となった書類（勤務表に記載された勤務日等）がすべて虚偽であることから、この間の支出貨金の全額2,650,720円を不正額と認定した。また、還流金を含めて不正に取得された賃金等の用途については、「学生の学修活動に要したもの」、「教員の研究活動に要したもの」、「地域貢献活動に要したもの」であり、予算財源を確保して正式な支出処理を行えば支出できたもの、もしくは、大学財務部門と協議をすれば支出できる可能性があったものと考えられることから、私的流用はなかったと判断した。

【学生等の雇用に関する不正な支出額】

年 度	不正な支出額	備 考
平成 22 年度	642,380 円	
平成 23 年度	390,000 円	
平成 24 年度	403,120 円	
平成 25 年度	765,720 円	(うち大学 COC 事業 280,170 円)
平成 26 年度	449,500 円	(うち大学 COC 事業 346,500 円)
合 計	2,650,720 円	(うち大学 COC 事業 626,670 円)

【不正雇用に関与させられた学生の数】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
大学COC事業分	—	—	—	4名	4名
その他大学財源分	12名	6名	6名	6名	1名
実人員数(年度別)	12名	6名	6名	7名	5名
実人員数(H22~H26)	28名				

再発防止策について

公立大学法人滋賀県立大学

大学COC事業に関する不正経理および包括外部監査結果に対する県の財務会計事務適正調査結果を受けて、滋賀県立大学では、今後の再発防止に向けて的確に対応するため、教職員や学生等のさらなる意識向上を図るとともに、体制面の改善なども含めた組織的な対応を進めることとし、以下の再発防止策を講じる。また、今回の不正経理については、その発覚の端緒が、当該教員の卒業論文指導にあったことから、本学における教育指導体制等についても、再発防止に向けた取組を進める。

(1) 教職員や学生等の意識向上等に関する再発防止策

ア 研究倫理やコンプライアンスに関する研修の実施

研究倫理に関するeラーニング等の仕組みを活用するなど、より実効性のある研修を実施し、改めてコンプライアンス意識の醸成を図る。

イ 教職員の役割に応じた研修等の実施

指導的役割を担う教授については昇任時の研修を行うとともに、新着任教員については、コンプライアンスや経理事務手続等も含めた研修の受講を義務付ける。

ウ 事務局体制および職員研修の見直し

研究費不正や労働関係法制度等に対応した職員研修計画の見直しを図るとともに不正行為防止を確実に進めるため、監査室の充実や学部長控室の事務処理内容の見直しなど事務局体制や事務分掌の見直しを行う。

エ 学生に対する教育および周知の実施

学生に対する倫理教育の実施と実際に雇用される学生への不正防止や発見時の通報等に関する周知の徹底を図る。

オ 通報窓口の明確化

本学ウェブサイト上に、コンプライアンス違反や不正発見時における通報窓口を明確に表示する。(対応完了済)

(2) 財務関係事務に関する再発防止策

ア 大学改革推進等補助金事業に対する経費執行管理体制の強化

事業管理組織(委員会等)における執行管理の強化と事務局内での二重チェック体制を構築する。

イ 不断の事務改善の実施

大学独自の多様な支出形態に対応した事務手続の改善を図るため、教員と財務担当職員による事務改善ワーキングを常設化し、事務手続改善および周知の徹底を図る。さらに、教員に対して研修や説明会への積極的な参加を促すなど、公費(研究費)執行の理解度を高める。

ウ 雇用に関する事務手続の改善

雇用手続きに関する勤務表について、従事内容および時間等を具体的に記載させるなどの様式改正を行う。(対応完了済)

エ 財務執行管理および監査体制の強化

雇用に関しては、上席者への決裁ルートの見直し等により従事内容の妥当性のチェックを強化するとともに、監査室による監査の頻度の増加および監査マニュアル等の整備を図る。

オ 包括外部監査指摘教員に対する公費執行管理の厳格化

当該教員に対しては既に厳格な執行管理を実施しているが、今後も適正を欠いた事後の財務執行が認められた場合には、公費での執行は行わない。

カ 物品発注手続違反に対する指導、周知の徹底

物品等に関して、事後発注事例を確認した際には、教員に発注手続きをやり直させる。業者等に対しては、本学からの発注ルールに関する周知文書を配布するとともに、取引におけるルール遵守等の誓約書の提出を求める。

キ 物品検収の確認方法の徹底

写真等による検収確認を行う場合は、主要部品、個数、設置状態、日付などが確認できるものであることを条件として、検収確認とする。(対応完了済)

(3) 教育指導の改善およびガバナンス等に関する再発防止策

ア 学生教育等に関する情報共有の徹底

全学科で実施されている学科会議の議事等を見直し、教育に関する情報共有を徹底するとともに、必要に応じて上位の会議へ報告を通じて大学全体として学内の教育指導の充実を図る。

イ 卒業研究指導における複数指導体制の充実

卒業研究指導に関して、必要に応じて複数の教員から指導を受けることができる体制の充実を図る。

ウ 監事による教学ガバナンスの強化

監事においては、学科会議等も出席対象として拡大し、教学上の運営が適切に行われているか等の確認に努める。

エ 教員活動の見える化の実施

学生への適切な教育指導時間の確保を図るため、グループウェア等の機能の活用により各教員の学内外での活動状況の見える化を進める。

オ 学生からの相談対応体制の充実

学生からの教育上の悩み等に対応するため、カウンセリングだけでなく提案や具体的サポートができる全学的な学生相談窓口の充実を図る。

**公立大学法人滋賀県立大学
財務会計事務適正調査結果報告書**

滋 賀 県

目 次

1. 調査に至った経緯と県の対応	1
(1) 大学COC事業における不正経理の発覚	1
(2) 滋賀県包括外部監査の県立大学への指摘	1
(3) 県の対応	2
2. 調査方法	2
(1) 包括外部監査指摘教員に係る会計書類調査	2
(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査	3
3. 調査結果	8
(1) 指摘教員に係る会計書類調査の結果	8
(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査の結果	9
4. 各調査結果を踏まえた県立大学で取り組むべき事項	13
(1) 指摘教員に係る会計書類調査結果を踏まえた県立大学で 取り組むべき事項	13
(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査結果を踏まえた 県立大学で取り組むべき事項	13
資料1 県立大学財務会計事務適正化推進チーム設置要綱	15
資料2 研究費等執行マニュアル(抄)	17
資料3 会計書類調査で判明した不適正な会計処理(年度・学部別状況)	23
資料4 【教員】研究費等の不適正・不正な会計処理の有無に関する調査票調査 回答教員数	25
資料5 【職員】研究費等の不適正・不正な会計処理の有無に関する調査票調査 回答一覧	26
資料6 【学生アルバイト】研究費等の不正な会計処理に関する調査 調査票回答率	26
資料7 教員が管理する固定資産の確認調査結果	27

1. 調査に至った経緯と県の対応

(1) 大学COC事業における不正経理の発覚

平成27年3月2日に、公立大学法人滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）から、平成25年に採択を受けて実施している文部科学省の補助事業「地（知）の拠点整備事業」（以下「大学COC事業」という。）において、県立大学教員が学生へ支払う賃金を水増しして請求し、その賃金の一部を学生から還流させ、教育研究用物品の購入等に充てていた事実が公表された。また、3月9日に、滋賀県議会総務・企業常任委員会において、県立大学から当該不正経理事案について説明された。

(2) 滋賀県包括外部監査の県立大学への指摘

平成26年度滋賀県包括外部監査（以下「包括外部監査」という。）が、「高等教育機関における財務事務の執行について」をテーマとして県立大学等を対象に行われ、平成27年3月13日に監査結果が公表された。県立大学に対しては8点の指摘と17点の意見が出されたところであり、その中で、教員が行う研究費等の支出にかかわる会計処理（※）に関して、分割発注、事後申請、検収確認の不備などの不適正な事例があったとの指摘があった。

※会計処理：事務局(教員)による販売業者への発注→購入契約→購入物の検収までの一連の流れをいう。

【包括外部監査指摘事項】

教員が行う研究費等の支出に関して、契約手続上のルールを遵守せず、分割発注、事後申請、検収確認の不備ならびに購入備品の機器構成を細分化するなどして備品選定委員会などの手続を免れるなどの不適正事例があった。

財務グループは、取引事実が客観的に立証できるだけの証拠の提出を義務付ける必要があることから、このような教員の取引にあっては、取引事実が確認されない限り支払停止とすべきである。

そして、この重大な手続違反が認められる教員については、契約手続執行上の業務命令違反として厳しい処分が行われるべきである。

また、備品選定委員会の承認を必要とする1品100万円以上の取引の判定についてであるが、機器装置等を「何々装置一式」として購入するのは、装置の機能発揮のために全体を組み合わせることを想定しているのであるから、これはあくまで一式全体を1品であると考えべきであり、個々のユニットが100万円未満であるから備品選定委員会の承認は不要であるとするのではなく、一式で100万円を超える機器装置等の購入は備品選定委員会の承認手続が必要であると考えべきである。

【「不適正な会計処理」と「不正な会計処理」の定義】

この報告書でいう「不適正な会計処理」と「不正な会計処理」の定義は、次のとおりとする。

○不適正な会計処理：県立大学の財務規程等で定めたルールを遵守せずに研究費等を執行した会計処理

○不正な会計処理：研究費等を他の用途に使用するため、実態を伴わない虚偽の書類提出や申請等を行った会計処理。

(3) 県の対応

県では、大学COC事業における不正経理の発覚と包括外部監査で指摘された不適正事例を重く受け止め、平成27年4月1日に外部有識者等で構成する「県立大学財務会計事務適正化推進チーム」を設置し、チーム員の専門的な見地からの意見、助言を得ながら、財務会計事務の適正化に向け、県立大学と共同で平成27年4月から8月までの期間で不適正・不正な会計処理について実態調査を行うこととした。(県立大学財務会計事務適正化推進チーム設置要綱は資料1のとおり。)

なお、大学COC事業に関する不正経理については、平成27年3月4日に県立大学において「大学COC事業に関する不正行為調査委員会」が設置され、当委員会で不正経理の真相解明と再発防止策の策定が進められることとなった。

2. 調査方法

(1) 包括外部監査指摘教員に係る会計書類調査

包括外部監査では、企業から年間30万円以上の奨励寄付金を受け取った教員で、監査人が必要と認めた教員が、当該企業から購入した物品等に係る会計処理が監査対象となり、その中で、県立大学が定めた「研究費等執行マニュアル」に反したものを不適正な会計処理と指摘したことから、当該教員甲、教員乙(以下「指摘教員」という。)の全ての会計処理について、実態調査を行うこととした。(研究費等執行マニュアルの内容は資料2のとおり。)

①調査事項

包括外部監査で不適正な会計処理として指摘されたものと同様の会計処理の把握

②調査の対象となる研究費等

国や地方公共団体、地方独立行政法人、民間企業等から交付・寄付を受けて実施する研究費、一般研究費、特別研究費等と教育実験実習費

③調査の対象年度

平成22年度～平成26年度

④具体的な調査方法

ア 書類調査

指摘教員の研究費支出に係る会計書類について、次の(i)～(iv)を調査の視点として書類調査を行うこととした。

【指摘教員に係る会計書類調査にあたっての視点】

- (i) 県立大学事務局財務グループ(以下「財務グループ」という。)で行うべき、一品または一式が50万円以上の発注を分割して行うなどの操作を行っていないか。
- (ii) 納品の検収にあたり、財務グループが現物を確認しているか。
- (iii) 一品または一式が100万円を超える備品の場合は、機種選定にあたって備品選定委員会の承認を得ているか。

(iv)備品・消耗品等の発注前に財務グループの承認を得ているか。

イ 聴き取り調査

書類調査の結果に基づいて指摘教員から聴き取り調査を行い、不適正な会計処理の疑いのある案件について事実確認を行うこととした。

(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査

指摘教員を除く全教員を対象に不適正な会計処理の有無について次のとおり実態調査を行うこととした。また、不正な会計処理を行い、預け金やプール金といった資金を捻出していないか、指摘教員を含む全教員を対象に、合わせて調査を行うこととした。

ただし、不正な会計処理に関する調査にあたって、大学COC事業に関する経費と当該事業に係る不正に関与した教員については、県立大学に設置された大学COC事業に関する不正行為調査委員会で調査されるため、当該経費と教員を対象から除外することとした。

①調査事項

- ・ 包括外部監査で不適正な会計処理として指摘されたものと同様の会計処理の把握
- ・ 預け金、プール金の把握

※預け金：業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなどとして代金を支払い、その支払金をその業者に管理させること。一旦納品された物品・役務を別の物品・役務と入れ替える等により支払額の差を預け金とする場合も含む。

※プール金：実態と異なる出張や雇用等により旅費や謝金等を不正に大学に請求し、その振り込まれた金額を拠出して研究室や個人が管理し、別の目的に使用すること。

②調査の対象となる研究費等

(1) ②と同じ。

③調査の対象年度

平成24年度～平成26年度

④具体的な調査方法

ア 調査票に基づく調査（調査事項：不適正・不正な会計処理）

不適正・不正な会計処理を行う教員や不正な会計処理に関与する者を把握するため、教員、職員、県立大学との取引業者、臨時雇用職員等の学生アルバイト（以下「学生アルバイト」という）を対象として、①の調査事項を確認するために調査票に基づく調査を次のとおり行うこととした。

【表2 調査票に基づく調査に係る調査対象者と調査事項の区分】

調査事項		調査票による調査					
		教員		職員	業者	学生アルバイト	
		本人申告	外聞調査	外聞調査	本人申告	本人申告	外聞調査
不正な会計処理	預け金	○	○	○	○		
	プール金	○	○	○		○	○
不適正な会計処理	分割発注	○	○	○			
	現品検収の不備	○	○	○			
	備品選定委員会未承認	○	○	○			
	財務グループ事後承認	○	○	○			

※本人申告: 調査事項について申告、誓約させる。

※外聞調査: 調査事項に関する他の教員の状況について、把握している内容を回答させる。

(うわさ、評判といった外聞による内容も含む。)

(ア) 教員・職員に対する調査票調査

教員に対して、次の質問事項(i)・(ii)について申告させるとともに、その申告の内容について相違ないことを誓約させる。また、質問事項(iii)について把握している内容を回答させる。

職員(平成24~26年度中に県から派遣された元県立大学職員を含む。)に対して、質問事項(iii)について把握している内容を回答させる。

[質問事項]

(i) 研究費の不正な会計処理(預け金、プール金)の有無

(ii) 不適正な会計処理の有無

(iii) 他の教員の研究費の不適正・不正な会計処理に関する内容の把握※

※うわさ、評判といった外聞による内容も含む。

(イ) 業者に対する調査票調査

平成24~26年度の年間平均取引額が高額な業者(上位100者)に対して、次の質問事項(i)・(ii)について申告させるとともに、その申告の内容について相違ないことを誓約させる。

[質問事項]

(i) 教員からの預け金の有無

→ 預け金がある場合は、預け元教員、年度、金額、残額

(ii) 検収を終えた物品等のそれとは異なる物品等への置き換え(品目転換)の有無

→ 品目転換がある場合は、納入先教員、年度、内容、金額

(ウ) 学生アルバイトに対する調査票調査

以下の条件に当てはまる学生アルバイトに対して、次の質問事項(i)について申告させるとともに、その申告の内容について相違ないことを誓約させる。また、質問事項(ii)について把握している内容を回答させる。

[対象者]

- ・ 研究活動のために教員に雇用された学生アルバイトで、平成24~26年度で単年度の年間賃金額が15万円以上の者

- ・研究活動の目的で教員から旅費の支給を受けた学生アルバイトで、平成 24～26 年度で単年度に年間 5 万円以上の旅費の支給を受けた者

【質問事項】

- (i)研究費の不正な会計処理（カラ雇用、カラ出張、プール金）の有無
→不正な会計処理がある場合は、その時期と金額
- (ii)教員の研究費の不正な会計処理に関する内容の把握※
※うわさ、評判といった外聞による内容も含む。

イ 関係者への聴き取り調査（調査事項：不正な会計処理）

不正な会計処理の具体的な内容を把握するため、調査票に基づく調査の結果、不正な会計処理の関与が疑われる業者、学生アルバイトを対象に聴き取り調査と関係書類（納品台帳、教員とのメールの記録等）の提出を求めることとした。

【主な聴取内容】

関係する教職員名、不正な会計処理の具体的な内容 等

ウ 会計書類の確認調査（調査事項：不適正・不正な会計処理）

会計書類上での不適正・不正な会計処理の内容を把握するため、調査票に基づく調査と関係者への聴き取り調査で提供を受けた書類等を基に、次の調査を行うこととした。

(7)業者からの提出書類と県立大学の支出帳票との突合調査

業者から以下により提出された書類と県立大学の支出帳票との突合を行い、県立大学が正規取引として支払った事実と業者側で預け金、品目転換として処理を行った事実を確認する。

【提出書類】

- ・調査票に基づく調査で回答のあった業者から何社か選定し、当該業者に対して自社が管理する平成 27 年 3 月分の納品台帳の提出を依頼して提出のあった書類
- ・関係者への聴き取り調査で提出のあった書類

(4)学生アルバイトの出勤状況等の確認調査

学生アルバイトへの聴き取り調査の際に提供を受けた出勤状況や出張の記録と、県立大学に保管されている出勤簿や旅行命令簿等との突合を行い、カラ雇用、カラ出張の実態を把握する。

(9)教員の不適正・不正な会計処理に関する書類調査

《不適正な会計処理に関する書類調査》

平成 26 年度に全教員（指摘教員を除く）が執行した会計書類について、(1)④アと同様の方法で不適正な会計処理の有無の確認調査を行う。また、以下の教員については、平成 24・25 年度の会計書類まで対象を広げて調査を行う。

[対象となる教員]

- ・平成 26 年度の会計書類調査の結果、不適正な会計処理が見つかった教員
- ・調査票に基づく調査で、不適正な会計処理を行ったと申告した教員および外聞調査で不適正な会計処理を行ったと指摘された教員

《不正な会計処理に関する書類調査》

調査表に基づく調査で不正な会計処理があると申告した教員やその疑いのある教員の会計書類から、関与する業者や学生アルバイトに支出した書類を全て抜き出して(ア)、(イ)の内容との関連性を調査する。

エ 固定資産等調査 (調査事項：不正な会計処理)

教員が管理する備品を把握することで、不正な会計処理により捻出された資金で購入された物品等があるか確認するため、登録された備品の実在調査と、研究室や実験室に設置してある登録のない物品の現物確認を行い、登録のない物品は口頭で教員に確認することとした。

[対象物品]

- ・学科ごとで備品等の購入に係る予算執行額の最も多い教員が、使用責任者となっている物品
- ・調査票に基づく調査で不正な会計処理を行っている疑いのある教員が使用責任者となっている物品

オ 保守契約履行状況調査 (調査事項：不正な会計処理)

業者が預け金の捻出に関与しているか把握するため、次の保守契約を対象に、作業報告書の有無と学部長控室の作業受付簿の日付の整合などについて調査を行い、内容に相違のある場合は保守に係る業務日誌の提出等を業者に求めることとした。

[対象保守契約]

- ・50 万円以上の保守契約
- ・調査票に基づく調査で不正な会計処理を行っている疑いのある教員が関与する保守契約

カ 教職員に対する聴き取り調査の実施 (調査事項：不適正・不正な会計処理)

不適正・不正な会計処理の事実確認を行うため、ア～オの調査の実施後、不正な会計処理を行った疑いのある教員（転出者、退職者を含む）とそれに関与した職員、不適正な会計処理を行った教員に対して聴き取り調査を行うこととした。

【表3 全教員を対象とした不適正・不正な会計事務の調査に係る調査方法と調査事項】

調査事項		ア 調査票に基づく調査		イ 関係者聴き取り調査			ウ 会計書類調査			エ 固定資産等調査	オ 保守契約履行状況調査	カ 教職員聴取調査	
		教員		職員	業者	臨時雇用職員等 (学生アルバイト)		納品台帳の 突合調査	学生アルバイトの 出勤状況 等の確認	教員の研究費 等支出状況の 確認			
		本人申告	外聞調査	外聞調査	本人申告	本人申告	外聞調査						
不正な会計処理	預け金	○	○	○			○		○	○	○	○	
	プール金	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
不適正な会計処理	分割発注	○	○	○					○			○	
	現品検収の不備	○	○	○					○			○	
	備品選定委員会未承認	○	○	○					○			○	
	財務グループ事後承認	○	○	○					○			○	
調査対象者		全教員		全職員 (H24～26 年度に果 から派遣さ れた元京 立大学職 員を含む)	取引額が 高額な業 者(上位 100社)	年間賃金15万円以上の 学生アルバイト 年間5万円以上の旅費 支給を受けた学生アル バイト	調査票に 基づく調査 で不正な会 計処理の 関与が疑 われる業 者、学生ア ルバイト	不正な会計 処理の関与が疑 われる業者	不正な会計 処理の関与が疑 われる学生ア ルバイト	調査票による 調査で不適正・ 不正な会計処 理を申告しま した疑いがある 教員	学科ごとに 予算執行 額が最も多 い教員	50万円以 上の保守 契約を締結 した業者	不正な会計 処理の疑い のある教員 不正な会計 処理に関与 した職員 不適正な会 計処理を行 った疑い のある教員

※本人申告:質問事項について申告、誓約させる。

※外聞調査:質問事項に関する他の教員の状況について、把握している内容を回答させる。

(うわさ、評判といった外聞による内容も含む。)

3. 調査結果

(1) 指摘教員に係る会計書類調査の結果

指摘教員のうち1名（教員甲）について、包括外部監査で不適正な会計処理と指摘されたもの以外で、33件の不適正な会計処理があったことが判明した。内訳としては、分割発注であったものが2件、財務グループの検収に使用する写真が不十分であったものが2件、教員が発注した後に財務グループが事後承認した会計処理が30件であった。

（各年度の件数、金額は表4のとおり。）

教員甲から聴き取り調査を行ったところ、「研究のために事務手続きの時間が惜しかった。研究費等執行マニュアルの理解が不十分であった。」との説明があった。

（聴き取り調査日 平成27年6月11日）

【表4 指摘教員に係る不適正な会計処理（包括外部監査で指摘されたものは除く）】

○件数

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定委員 会の承認を得 ずに発注	教員が発注 した後、財 務グループが 事後承認
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
H22～26年度計	33	2(6)	1(3)	2	0	30
H22年度	10	2(6)	1(3)	2	0	7
H23年度	6	0	0	0	0	6
H24年度	7	0	0	0	0	7
H25年度	4	0	0	0	0	4
H26年度	6	0	0	0	0	6

※分割発注欄の（ ）は、実際の会計処理の件数を計上している。

※不適正事由が複数ある会計処理があるので、合計欄と各不適正事由を合わせた件数は同じにならない。

○金額（千円）

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定委員 会の承認を得 ずに発注	教員が発注 した後、財 務グループが 事後承認
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
H22～26年度計	5,231	805	626	576	0	4,067
H22年度	2,963	805	626	576	0	1,799
H23年度	614	0	0	0	0	614
H24年度	856	0	0	0	0	856
H25年度	368	0	0	0	0	368
H26年度	431	0	0	0	0	431

※端数調整の関係でH22～26年度年度計と各年度合計額が合わない場合がある。

※不適正事由が複数ある会計処理があるので、合計欄と各不適正事由の合算額は同額にならない。

(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査の結果

①調査結果の概要

《不正な会計処理に関する調査結果》

各調査の結果、不正な会計処理はなかった。

《不適正な会計処理に関する調査結果》

平成 26 年度当時に在籍する全教員（指摘教員を除く 205 名）が当該年度に執行した会計書類について、不適正な会計処理の有無の確認調査を行った。また、当該確認調査で不適正な会計処理が見つかった教員、調査票に基づく調査で不適正な会計処理を行ったと申告した教員、調査票の回答がなかった教員のいずれかに該当する教員 64 名を対象に、平成 24・25 年度の会計書類について平成 26 年度と同様の確認調査を行った。

その結果、分割発注であった会計処理、財務グループの検収に使用する写真が不十分であった会計処理、備品選定委員会の承認を得ていないといった会計処理はなかったが、教員が発注した後に財務グループが事後承認した会計処理が全学で 117 件、54 名の教員にあった。

（平成 24～26 年度の各学部の件数、金額は表 5 のとおり。各年度の件数、金額は資料 3 のとおり。）

【表 5 平成 24～26 年度会計書類調査で判明した不適正な会計処理】

○件数（ ）の数値は教員数

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定委 員会の承認 を得ずに発 注	財務グループ の事前承認 なく教員が 発注
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
全学合計	1 1 7(54)	0	0	0	0	1 1 7(54)
環境科学部	2 9(14)	0	0	0	0	2 9(14)
工学部	2 6(11)	0	0	0	0	2 6(11)
人間文化学部	5 0(22)	0	0	0	0	5 0(22)
人間看護学部	1 2(7)	0	0	0	0	1 2(7)

○金額（千円）

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定委員 会の承認を得 ずに発注	財務グループ の事前承認 なく教員が 発注
			財務グループ で発注する べきものを 教員が発注			
全学合計	4,695	0	0	0	0	4,695
環境科学部	637	0	0	0	0	637
工学部	1,426	0	0	0	0	1,426
人間文化学部	2,060	0	0	0	0	2,060
人間看護学部	572	0	0	0	0	572

②各調査の結果

ア 調査票に基づく調査の結果

(7) 教員・職員に対する調査票調査の結果

[教員に対する調査票調査の結果] (回答率 93.2% 詳細は資料4のとおり。)

- 預け金の有無で「有」と申告した教員はいない。
- プール金の有無で「有」と申告した教員はいない。
- 不適正な会計処理の有無で「物品等の発注で事務局事後承認があった」と回答した教員は5名※いた。(学部内訳 環境科学部2名、工学部1名、人間文化学部2名)
※うち1名は指摘教員。
- 学内で他に不適正・不正な会計処理を行う教員がいると回答した教員はいない。

[職員に対する調査票調査の結果] (回答率 100% 詳細は資料5のとおり。)

- 不適正な会計処理がある教員がいると回答した職員が5名おり、うち2名が教員甲に不適正な会計処理があると回答した。

(4) 業者に対する調査票調査の結果 (回答率 87.0%)

- 預け金の有無について、「有」と回答した業者はない。

(6) 学生アルバイトに対する調査票調査の結果 (回答率 56.8% 詳細は資料6のとおり。)

- 賃金・旅費の水増しやプール金の有無で「有」と申告した学生アルバイトはいない。
- 学内で他に不正な会計処理を行っている教員等がいると回答した学生アルバイトはいない。

イ 関係者への聴き取り調査の結果

調査票に基づく調査の結果、不正な会計処理に関する申告や外聞調査で不正な会計処理に関する回答がなかったことから、関係者への聴き取り調査は行っていない。

ウ 会計書類の確認調査の結果

(7) 業者からの提出書類と県立大学の支出帳票との突合調査の結果

調査票に基づく調査で回答のあった87業者から20社選定し、当該業者に対して管理する平成27年3月分の納品台帳の提出を依頼したところ、14社から書類の提出があった。

14社の納品一覧表と県立大学の支払い実績を突合したところ、県立大学が支出したと記録されている物品が業者の納品台帳に全て記録されていたことを確認することができた。

(4) 学生アルバイトの出勤状況等の確認調査

調査票に基づく調査の結果、学生アルバイトから不正な会計処理に関する申告がなかったこと、また外聞調査でも不正な会計処理に関する回答がなかったことから、確認調査は行っていない。

(ウ)教員の不適正・不正な会計処理に関する書類調査の結果

《不適正な会計処理に関する書類調査》

(2) ①のとおり。

《不正な会計処理に関する書類調査》

調査票に基づく調査の結果、教員から不正な会計処理に関する申告がなかったこと、また外聞調査でも不正な会計処理に関する回答がなかったことから、確認調査は行っていない。

エ 固定資産等調査の結果

調査票に基づく調査で、不正な会計処理に関する自己申告や外聞調査の回答がなかったことから、平成 24～26 年度で、備品等の購入に係る予算執行額の最も多い教員が、使用責任者となっている備品について所在確認を行ったところ、不正な会計処理に繋がるようなものはなかった。

なお、今回の調査で、既に廃棄されたことが確認できた備品については、県立大学が定める固定資産管理の関する規定に基づき、直ちに備品台帳から削除される手続が取られた。

(イ)登録備品の実在調査

登録された備品の実在調査を行ったところ、概ね大学内の研究室等にあることを確認することができた。研究室等になかったものについて教員に聴き取りを行ったところ、他大学の研究施設や共同研究を行っている企業にあることが確認できた。

(ロ)未登録備品の確認

教員が管理している物品(実験装置)で、県立大学の備品台帳に未登録のものがあつた。当該教員に聴き取りを行ったところ、国の備品として登録されているものや、以前所属していた大学から県立大学に移管した装置で、その価格が県立大学の備品管理基準に満たないものであつたことが確認できた。

【表 6 固定資産(教員が管理する備品等)調査 調査結果】

	対象教員	対象教員管理備品数				県立大学未登録の物品で教員が管理
		確認内容				
		備品設置場所		廃棄済		
大学内	学外					
全学合計	14	294	262	25	7	4
環境科学部	4	80	69	7	4	0
工学部	3	92	76	16	0	4
人間文化学部	6	110	106	2	2	0
人間看護学部	1	12	11	0	1	0

(調査結果の詳細は資料 6 のとおり。)

オ 保守契約履行状況調査

調査対象となった保守契約業務については、全て作業報告書が作成されていることを確認した。また、作業報告書に記録されている作業日と各学部控室の作業受付簿の日付を確認したところ、概ね日付の整合性を確認することができた。ただし、保守業務の一部で作業受付簿の日付の記載漏れがあったことから、当該保守業者にあらためて確認したところ、全て作業報告書どおり業務を行ったことを確認した。

【表7 保守契約履行状況調査 調査対象契約数】

全学計	環境科学部	工学部	人間文化学部	人間看護学部
34	10	24	0	0

カ 教職員に対する聴き取り調査の実施

ア～オの調査の結果、調査票に基づく調査で不適正な会計処理を行ったと申告した教員4名（教員A～D）と、会計書類の確認調査の結果、教員が発注した後に財務グループが事後承認した件数が6件以上（※）あった教員1名（教員E）を対象に聴き取り調査を行った。

なお、調査期間中に聴き取りができなかった教員に対しては、質問票を送付し回答を得た。（調査日程等は表8のとおり。）

※指摘教員（教員甲）の平成26年度における当該不適正な会計処理の件数が6件であったため、それと同数以上の教員を対象とした。

【表8 聴き取り対象教員と調査日程(平成26年8月26日～28日で実施)】

	学部名	調査日程	備考
調査票調査申告教員			
教員A	環境科学部	平成27年8月26日	
教員B	工学部	—	質問票を送付し、回答
教員C	人間文化学部	平成27年8月28日	
教員D	人間文化学部	平成27年8月26日	
会計書類確認調査教員			
教員E	人間文化学部	—	質問票を送付し、回答

各教員のうち、会計書類調査の結果、発注した後に財務グループが事後承認した会計処理のあった教員については、その事実確認を行うことができた。

また、不適正な会計処理を行った理由について各教員に質問を行ったところ、「書籍の購入には財務グループの承認は必要ないと思っていた。」「業者に見積書の提出を依頼した際に、業者が「発注」と誤解して物品を送付することがあった。」等の回答があった。

また、各教員に財務会計事務の運営に係る改善点について質問を行ったところ、「研究費の執行について教員の理解が進むような取組が必要である。」「県立大学の物品発注の方法を業者に丁寧に説明する必要がある。」等の回答があった。

4. 各調査結果を踏まえた県立大学で取り組むべき事項

(1) 指摘教員に係る会計書類調査結果を踏まえた県立大学で取り組むべき事項

教員甲に係る不適正な会計処理の件数は、平成 24～26 年度で 17 件、平成 22・23 年度分と包括外部監査で指摘された件数まで含めると 37 件となり、他の教員よりも群を抜いて多くなっている。

教員甲から、不適正な会計処理を行った理由として、「研究のために事務手続きの時間が惜しかった。」との説明があった。県は、これまでの調査で、各教員が授業や研究を進める中で研究費の執行事務が教員の負担となっていることが一定理解するものの、研究を少しでも早く進めることを理由として、分割発注や、財務グループの事後承認といった不適正な会計処理が認められることにはならないと考える。

また、教員甲は「研究費執行マニュアルの理解が不十分であった。」と説明しているが、当該教員は平成 20 年度から県立大学に在籍しているなかで、不適正な会計処理が一定数あること、職員に対する調査票調査で、当該教員に対して研究費等執行マニュアルを守るよう注意しても是正されないといった回答があったことを考えると、県としては、当該教員に研究費等執行マニュアルを十分理解する意思があったのかどうか疑わざるを得ない。

これまでの調査結果を踏まえ、県としては、教員甲の研究費等の執行について、他の教員と比較して相当ルーズであるという印象を受けた。これまで大学事務局では、研究費等の執行ルールを守らない教員に対して、顛末書の提出や教員への個別指導が行われてきたところであるが、県は、今までのような取組は不十分であり、当該教員に対して研究費の執行停止など踏み込んだ対応が必要と考える。

(2) 全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査結果を踏まえた県立大学で取り組むべき事項

①物品の発注にあたって取り組むべき事項

全教員を対象とした不適正・不正な会計処理の調査の結果、預け金、プール金といった不正な会計処理につながるものは見つからなかった。また、分割発注や検収不備であったもの、備品選定委員会の承認を得ていないといった会計処理は見つからなかったことから、財務グループにおいて、教員がこれらの会計処理上のルール違反をしないように厳しく審査されているものとするが、財務グループの事後承認となる会計処理があったことを踏まえると、県では、大学事務局と教員それぞれにおいて、次のような取組をすべきと考える。

ア 大学事務局が取り組むべき事項

教員が財務グループの事前承認なく物品等を発注した場合、これまでは、当該教員に対して個別に指導し、研究費が執行されてきたところであるが、今後は、当該教員に対して発注した物品等に係る研究費の執行手続きを一時停止し、書類の是正を求めるなどの措置が必要である。

また、教員が見積書の提出を依頼した時点で、業者が「発注した」と誤解して物品等を納入したことにより財務グループの事後承認となった場合、大学事務局から当該業者に対して県立大学における発注方法を周知する必要がある。

さらに、教員に対して、研究費等の執行方法に係るQA集の作成や研修の機会を増やすなど、教員の理解が浸透するような取組が必要である。

イ 教員が取り組むべき事項

教員は、研究費等を適正に執行するため、研修への積極的な参加などで研究費等執行マニュアルの理解度を高める必要がある。

また、教員は、見積り依頼をする際に、業者に対して見積り書を見て別途発注することを伝え、見積り依頼と発注が別々であることを丁寧に説明する必要がある。

②検収の改善に向けた取組

大学事務局では、財務グループにおいて納入された物品の検収を、当該納入物が教員発注伺書どおりであるか現物確認することで行うこととしており、納入が学外で行われる場合は、例外的な取扱いとして、物品の写真で現物確認に代えることとしている。このため、添付される写真は納入物がはっきりと確認できるものである必要があるが、指摘教員に対する会計書類調査で判明したように、検収には不十分な写真が使われたことがある。こうしたことが起こらないよう、検収で添付する際の写真の基準を整理するとともに、教員に対してもその基準を周知する必要がある。

③監査方法の見直し等の取組

内部監査において、研究費に係る会計処理が適正に行われているか、包括外部監査と同じ視点で確認されていれば、早い段階で事務の見直しが進んだことも考えられる。今回の件を契機として、監査がこれまで以上に精緻に行われるよう、監査体制を強化するとともに、監査方法の見直しについて、大学の監査を行う監事を交えて検討すべきである。

④教職員のコンプライアンス向上に向けた取組

研究費には、県の運営交付金や企業等からの寄付金等が充てられている。研究費は、県民や企業等からの信頼で成り立っているとも言えることから、県民や企業等の信頼なしに研究を進めることは難しい。県民や企業等からの信頼を維持するには、関係法令や大学の財務規程等を遵守して研究費を執行することが求められるため、研究費の執行に係る運用面での課題解決に合わせて、コンプライアンス委員会において教職員のコンプライアンスの向上に向けた取組を早急に検討、導入する必要がある。

県立大学財務会計事務適正化推進チーム設置要綱

(目的)

第1条 平成26年度包括外部監査結果を踏まえ、県立大学の財務会計事務の適正化に向け県が外部有識者の専門的な見地からの助言を得ながら調査等を実施するため、県立大学財務会計事務適正化推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進チームは、前条の目的を達成するため、県が実施する次に掲げる事項について意見および助言を述べるものとする。

- (1) 県立大学の財務会計事務の適正化に向けた調査および検証に関すること。
- (2) 再発防止策の策定に関すること。
- (3) 包括外部監査の指摘事項に対する改善措置に関すること。
- (4) 再発防止策の取組の進捗管理に関すること。
- (5) その他県立大学の財務会計事務の適正化に向け必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進チームは、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）ならびにコンプライアンスまたは会計に関する高度な知識および優れた見識を有する者3名のチーム員で構成する。

(チーム員の任期)

第4条 チーム員の任期は、この要綱の施行の日から平成30年3月31日までとする。

(会議)

第5条 推進チームの会議は、総務課長が招集する。

(事務局)

第6条 推進チームの事務を処理するため、総務部総務課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進チームの運営に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

○チーム員名簿

チーム員氏名	職名
片山 聡	弁護士
野口 真一	公認会計士・税理士
杉澤 喜久美	公認会計士・税理士
東村 弘文	滋賀県総務部総務課長

研究費等執行マニュアル (抄)

2012年度版

公立大学法人 滋賀県立大学

研究費等執行手続きの主な注意点

◎**予算の支出にあたっては現地調達を除き、財務グループの事前の承認が必要です。**

◎科研費、奨励寄附金を含め、すべてのものについて財務グループで検収を行います。

◎教員発注の限度額は1件あたり50万円未満です。**50万円以上の契約は、財務グループでの発注となります。**

(**同一業者への発注を分割して伺いには認められません。**50万円未満の契約であっても、極力、複数業者から見積をとり、経済的な執行をしてください。)

◎管理物品(1品10万円以上)と、固定資産(1品50万円以上)が管理対象となりますので、依頼時に「設置場所」「使用責任者」を伺いに記載して下さい。

◎機器の保守点検および修繕についても、検収・確認を行います。また、作業報告書等が必要書類となります。

その際、業者には学部等控室備え付けの「作業受付簿」に記入するよう依頼して下さい。

◎立替払(クレジットカードによるものを含む)は例外的な処理であり、P9,10に記載されているものについてのみ限定的に認められるものです。

立替払いをする必要がある場合は、**発注および申込の前に書類を提出し、承認を受けてから**手続きして下さい。

◎支払のサイクルは、特に定めのない限り、費用の発生した(検収された)月の翌月末払いとなります。

◎その他、上記の執行手続きによることができない場合は、様式16により事前に財務グループに協議願います。

物品購入の場合の購入予定価格による手続きの違い

①10万円以上50万円未満の契約

- ・1者からの正式な見積書が必要(※正式な見積書…代表者の役職・氏名・印のあるもの(請求書と同じ印))
- ・事務局による承認後、教員から業者へ発注

②50万円以上250万円未満の契約

- ・事務局による、複数業者からの見積徴収が必要
(教員により徴収される見積書は、複数業者からであっても「参考見積」として取り扱います。)
- ・見積もり合わせの後、落札業者を決定し、事務局から業者へ発注

☆1品が100万円を越える備品の場合

- ・機種選定について、各学部の選定委員会による承認が必要
- ・承認が下りたものについて、事務局により見積もり合わせを行い、業者決定後、事務局から発注

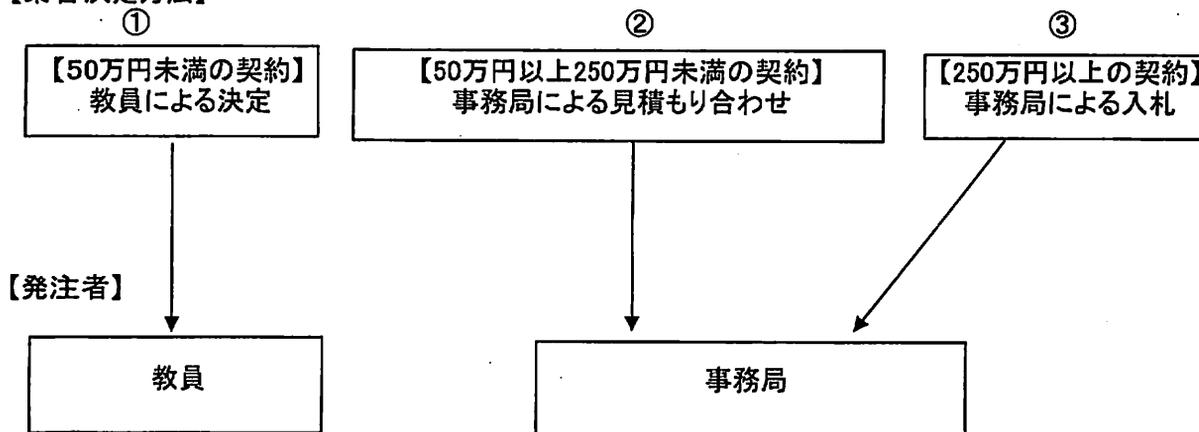
③250万円以上の契約

- ・事務局による入札が必要
- ・入札後、落札業者へ事務局から発注

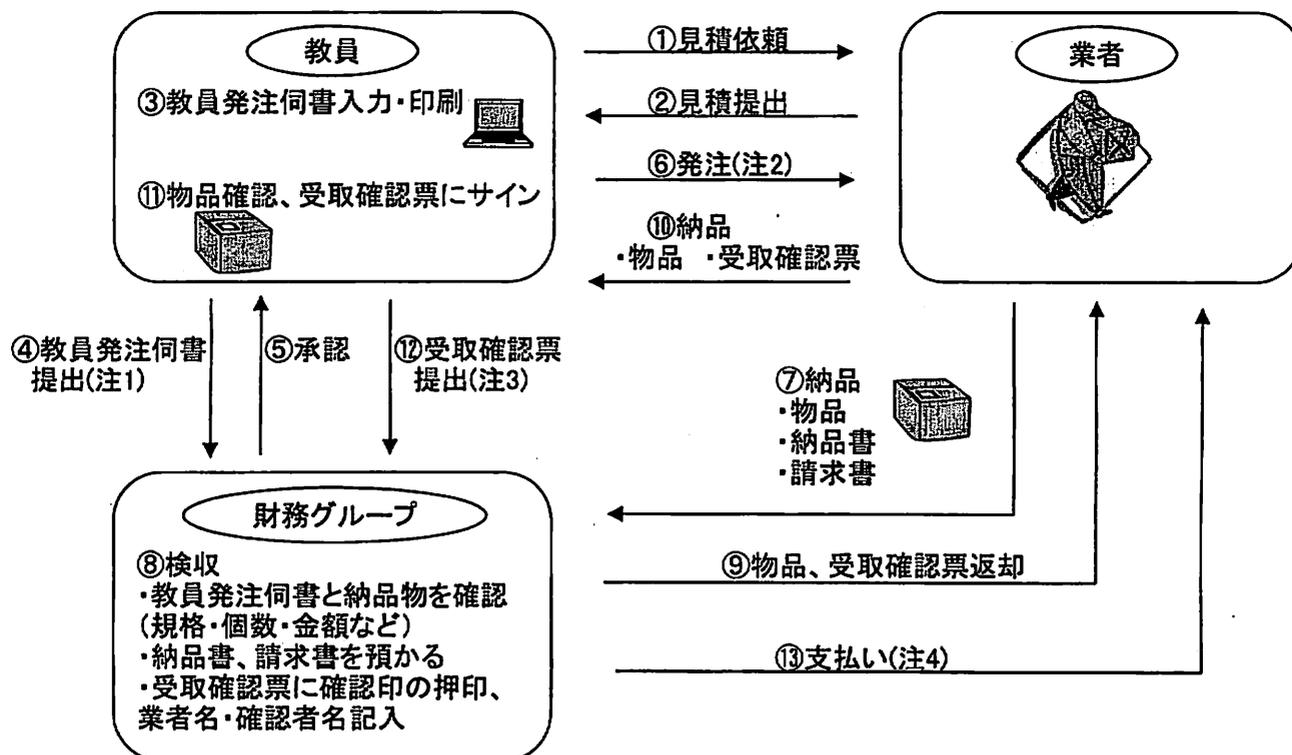
☆1品が100万円を越える備品の場合

- ・機種選定について、各学部の選定委員会による承認が必要
- ・承認が下りたものについて、事務局による入札を行い、業者決定後、事務局から発注

【業者決定方法】



購買事務フロー(1件50万円未満の契約)



(注1)発注伺書に添付する書類

- 合計金額が10万円以上の場合、正式な(社印および代表者印の押印された)見積書
- 図書の場合は、購入資料一覧表(2部)

(注2)事前承認の徹底

必ずSAPシステムの教員発注伺状況表にて、承認済であることを確認してから発注してください。納品の際に、教員発注伺書が承認済となっていない場合は業者に引き取っていただきます。

(注3)受取確認票の提出方法

物品を受領した後に、業者、あるいは各学部控室を通じて財務グループへ提出してください。

(注4)支払時期

原則として、検収した月の翌月末に業者へ支払います。

納品後に請求書が郵送される場合、先生のお手元に届いたらすぐに財務グループへ提出してください。

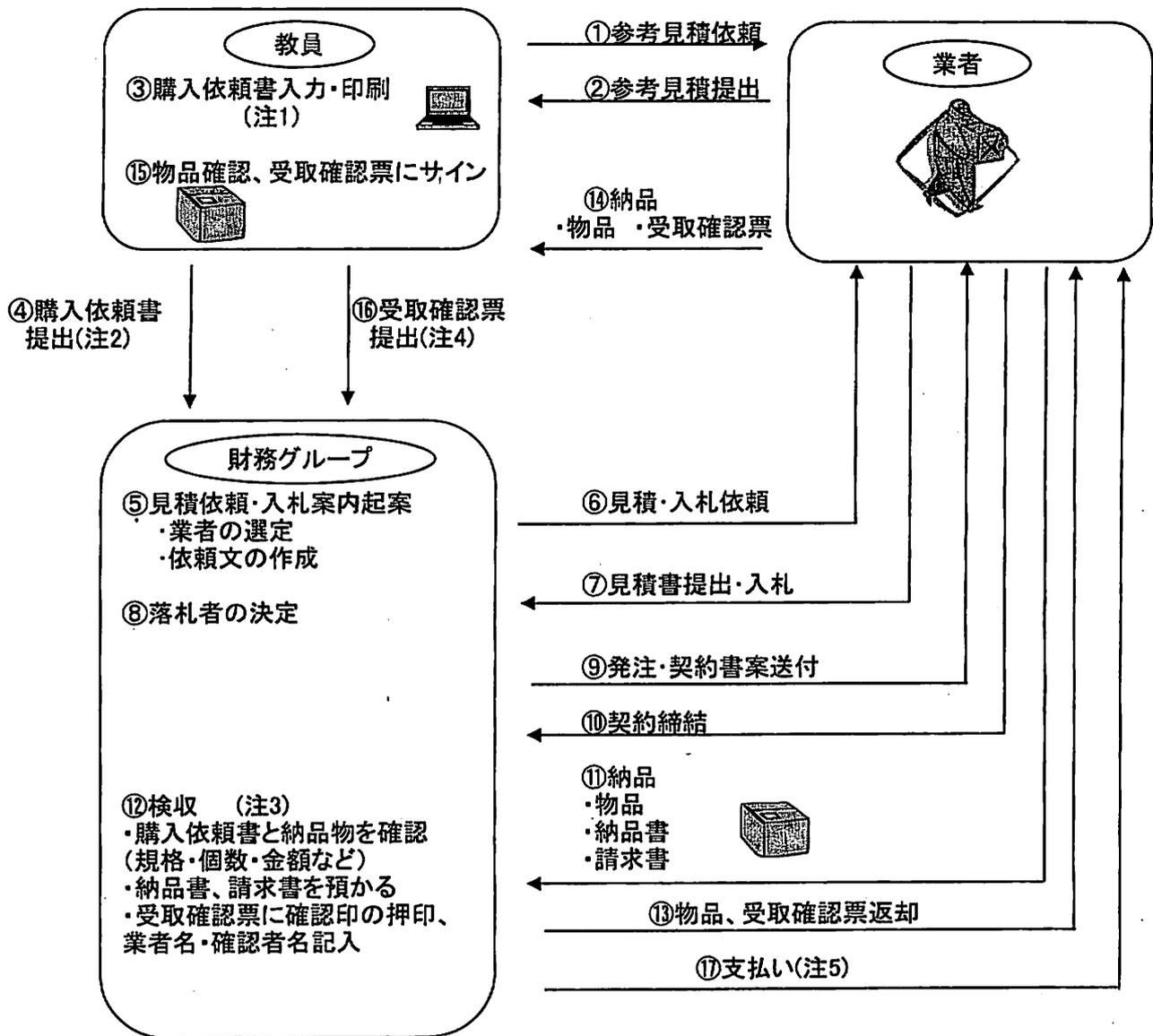
☆SAPシステムに業者登録がない場合

口座振込依頼書(様式15)を業者へ送付し、記入・押印の上、提出してもらってください。

急ぎで登録する必要がある場合には、メールやFAXで返送された口座振込依頼書でも登録可能です。

(ただし、その場合でも最終的には原本が必要ですので、納品時に持ってきてもらうか、後日郵送してもらうように依頼してください。)

購買事務フロー(1件50万円以上の契約)



(注1) 物品購入依頼の時期

○見積もり合わせ・入札を行う場合は大学側の事務手続きにかかる時間に加え、業者側が積算するための期間も設ける必要があります。そのため業者の決定までに時間がかかります。

予定価格が50万円以上250万円未満の物品の購入の場合・・・発注希望日の2週間前

予定価格が250万円以上の場合・・・発注希望日の1月前

までに購入依頼書を仕様書とともに提出して下さい。

○受注生産品、輸入品、設置が必要な機器等納品に時間がかかりそうな物品の場合は、納品にかかる期間に上記期間をプラスして余裕を持って購入依頼書を作成して下さい。特に年度末には業者の方も混み合い、納品に時間がかかることも予想されます。

○年度内に納品ができる業者がない場合には予算の執行はできませんし、その予算を翌年度に繰り越すこともできません。研究費は年度内の研究のために配分されているものですので、年度末に備品を購入するのではなく、当該年度に使用できるよう計画的に購入して下さい。

○購入依頼書の業者欄・金額欄は入力不要です。

(業者・金額とも見積もり合わせまたは入札によって決定します。)

(注2) 購入依頼書に添付する書類

○仕様書・カタログ

○機種を指定する場合は、選定理由を記載して下さい。

○機種を指定しない場合は、望まれる仕様を詳しく記載した仕様書を作成して下さい。

機種を指定した場合でも、特注品の場合は特注の仕様をもれなく記載した仕様書を添付してください。

○通常50万円を超える物品購入の場合は複数業者から見積もり合わせまたは入札を行います。代理店が県内に1業者しかない場合、またはメーカーによる直接販売しか行っていない場合には、例外的に1者見積とします。事前にそのことがわかっている場合は「県内唯一の代理店である」という証明や「直接販売しかしていない」という内容のメーカーの証明書を業者から提出してもらって下さい。

○100万円以上の物品購入の場合、各学部の選定委員会による承認が下りたことのある書類。

○参考見積書

※仕様書作成のポイント

- ・最低限必要な仕様はもれなく記載して下さい。基準品を指定した場合でも業者は仕様書に書かれている規格を満たす製品で見積・入札をすることになりますので仕様書の規格を満たしている限り、基準品以外のものを拒否することはできません。
- ・既存の備品と入替を行う場合、既存物品の処分が必要であれば必ず仕様書にその旨記載しておいて下さい。
- ・設置が必要な物品の場合必ず仕様書にその旨記載しておいて下さい。また設置場所の指定や見取図も添付願います。

(注3)設置まで契約に含まれる場合の検収

○設置が終了した段階で財務グループへ連絡願います。設置場所へ出向き検査させていただきます。

(注4)受取確認票の提出方法

○物品を受領した後に、業者あるいは各学部控室を通じて財務グループへ提出してください。

(注5)支払時期

○原則として、検収した月の翌月末に業者へ支払います。

○納品後に請求書が郵送される場合、先生のお手元に届いたらすぐに財務グループへ提出してください。

会計書類調査で判明した不適正な会計処理（年度・学部別状況）

【 件 数 】

○平成24年度 (()の数値は教員数(各年度同じ))

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	21 (12)	0	0	0	0	21 (12)
環境科学部	5 (2)	0	0	0	0	5 (2)
工学部	7 (5)	0	0	0	0	7 (5)
人間文化学部	9 (5)	0	0	0	0	9 (5)
人間看護学部	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)

○平成25年度

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	14 (9)	0	0	0	0	14 (9)
環境科学部	2 (2)	0	0	0	0	2 (2)
工学部	3 (1)	0	0	0	0	3 (1)
人間文化学部	8 (5)	0	0	0	0	8 (5)
人間看護学部	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)

○平成26年度

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	82 (53)	0	0	0	0	82 (53)
環境科学部	22 (14)	0	0	0	0	22 (14)
工学部	16 (10)	0	0	0	0	16 (10)
人間文化学部	33 (22)	0	0	0	0	33 (22)
人間看護学部	11 (7)	0	0	0	0	11 (7)

◆平成24～26年度 計

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	117 (54)	0	0	0	0	117 (54)
環境科学部	29 (14)	0	0	0	0	29 (14)
工学部	26 (11)	0	0	0	0	26 (11)
人間文化学部	50 (22)	0	0	0	0	50 (22)
人間看護学部	12 (7)	0	0	0	0	12 (7)

※平成24～26年度計の教員数は、同一人が複数年度で不適正な会計処理があっても1名と数えて計上している。

会計書類調査で判明した不適正な会計処理（年度・学部別状況）

【 金額(単位:千円) 】

○平成24年度

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	550	0	0	0	0	550
環境科学部	52	0	0	0	0	52
工学部	316	0	0	0	0	316
人間文化学部	182	0	0	0	0	182
人間看護学部	0	0	0	0	0	0

○平成25年度

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	499	0	0	0	0	499
環境科学部	58	0	0	0	0	58
工学部	151	0	0	0	0	151
人間文化学部	234	0	0	0	0	234
人間看護学部	56	0	0	0	0	56

○平成26年度

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	3,646	0	0	0	0	3,646
環境科学部	527	0	0	0	0	527
工学部	959	0	0	0	0	959
人間文化学部	1,644	0	0	0	0	1,644
人間看護学部	516	0	0	0	0	516

◆平成24～26年度 計

	合 計	分割発注		財務グループの 検収に添付す る写真が不十 分	備品選定員会 の承認を得ず に発注	教員が発注し た後、財務グ ループが事後承 認
		財務グループ で発注する べきものを教 員が発注	財務グループ で発注する べきものを教 員が発注			
全学合計	4,695	0	0	0	0	4,695
環境科学部	637	0	0	0	0	637
工学部	1,426	0	0	0	0	1,426
人間文化学部	2,060	0	0	0	0	2,060
人間看護学部	572	0	0	0	0	572

資料 4

【教員】研究費等の不適正・不正な会計処理の有無に関する調査票調査 回答教員数

	調査対象教員数 (a)			「あり」と申告した教員数			他の教員で不適正・不正な会計処理ありと回答した教員数	回答率 (b) / (a) (%)
	回答者数(b)	未回答者数	不正な会計処理		不適正な会計処理			
			預け金	プール金				
環境科学部	49	48	0	0	2	0	98.0	
環境生態学科	12	11	1	0	0	1	91.7	
環境政策・計画学科	10	10	0	0	0	1	100.0	
環境建築デザイン学科	12	12	0	0	0	0	100.0	
生物資源管理学科	15	15	0	0	0	0	100.0	
工学部	42	42	0	0	0	1	100.0	
材料科学科	15	15	0	0	0	1	100.0	
機械システム工学科	13	13	0	0	0	0	100.0	
電子システム工学科	12	12	0	0	0	0	100.0	
ガラス工学研究センター	2	2	0	0	0	0	100.0	
人間文化学部	53	41	12	0	0	2	77.4	
地域文化学科	12	9	3	0	0	1	75.0	
生活デザイン学科	9	9	0	0	0	1	100.0	
生活栄養学科	10	10	0	0	0	0	100.0	
人間関係学科	9	5	4	0	0	0	55.6	
国際コミュニケーション学科	13	8	5	0	0	0	61.5	
人間看護学部	29	29	0	0	0	0	100.0	
その他教員(役員等)	17	17	0	0	0	0	100.0	
学部等計	190	177	13	0	0	5	93.2	

※調査対象教員数は、平成27年度新任教員(17名)、育休等長期休暇中の教員(5名)を除く。

【職員】研究費等の不適正・不正な会計処理の有無に関する調査表
回答一覧

	調査対象数	回答数	不適正・不正な会計処理		把握している内容	
			把握している	把握していない	不適正な会計処理	不正な会計処理
総務グループ	60	60	3	57	3	
総務担当 (副理事長、次長含む)	31	31	3	28	3	
環境科学部担当	8	8		8		
工学部担当	15	15		15		
人間文化学部担当	4	4		4		
人間看護学部担当	2	2		2		
財務グループ	20	20	1	19	1	
経営企画グループ	18	18		18		
学生・就職支援グループ	11	11		11		
教務グループ	21	21		21		
地域連携推進グループ	19	19		19		
合 計	149	149	4	145	4	0
元県大派遣職員	25	25	1	24	1	
合 計	174	174	5	169	5	0

※調査対象事務局職員数 149名(育休中職員1名除く)

※元県大派遣職員調査表送付者数 25名

【学生アルバイト】研究費等の不正な会計処理に関する調査 調査票回答率

	調査対象者数(a)					回答率 (b)/(a)	[参考] 回答率 (b)/ ((a)-(c))
	回答者 数(b)	未回答者等数			あて所不明 返却(c)		
		未回答者	あて所不明 返却(c)				
調査対象者数	95	54	41	26	15	56.8%	67.5%
対象者(賃金)	41	23	18	13	5	56.1%	63.9%
対象者(旅費)	54	31	23	13	10	57.4%	70.5%

教員が管理する固定資産の確認調査結果

資料7

	調査対象 教員	調査対象教員管理備品数				県立大学未登 録の物品で教 員が管理する もの	①学外設置場所 ②県立大学未登録の物品で教員が管理するものの内容
		確認内容			廃棄済		
		備品設置場所		大学施設内			
		大学施設内	学外				
環境科学部	4	80	69	7	4	0	
環境生態学科		28	17	7	4	0	①インドネシア(1)、モンゴル(1)、屋久島(4)、乗鞍(1)
環境政策・計画学科		11	11	0	0	0	
環境建築デザイン学科		13	13	0	0	0	
生物資源管理学科		28	28	0	0	0	
工学部	3	92	76	16	0	4	
材料科学科		28	26	2	0	0	①他大学研究室(2)
機械システム工学科		44	38	6	0	1	①研究に関連する企業(6) ②国で管理登録されている備品あり。
電子システム工学科		20	12	8	0	3	①他大学研究室(8) ②以前在籍していた大学の備品で、減価償却により価格が県立大学の登録基準を下回っていたもの。
人間文化学部	6	110	106	2	2	0	
地域文化学科		22	20	0	2		
生活デザイン学科		9	7	2	0		①他大学研究室(2)
生活栄養学科		64	64	0	0		
人間関係学科		5	5	0	0		
国際コミュニケーション学科		10	10	0	0		
人間看護学部		12	11	0	1	0	
学部等計	14	294	262	25	7	4	

大学COC事業に関する不正行為調査委員会調査結果報告書

平成 27 年 8 月 19 日
公立大学法人滋賀県立大学

1 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機

平成 27 年 2 月 13 日（金）に、学生の保護者（父親）から、電話により、当該学生の卒業論文指導教員に関する教育上の相談が本学事務局にあった。その内容は、最終審査でB評価（合格だが要修正）をもらったが、再調査を含めた大きな修正を指示されていること、再提出期限までの1週間前に当該教員が学生指導をせずに海外渡航予定であるとのことであった。さらに、その翌日（2月14日（土））にも電話で相談を受けた際に、当該教員が雇用したアルバイト代の流れに不審な点がある旨の指摘があったことが本不正経理の端緒となったものである。当該指摘の詳細について、後日、保護者に確認したところ、当該学生の銀行通帳は母親が管理しており、母親が大学から振り込まれた大学COC事業に関するアルバイト代の使途について当該学生に尋ねたところ、そのアルバイト代の一部を口座から引き出して、当該教員に渡していたことなどが告げられ、疑義が生じたとのことであった。

(2) 調査に至った経緯等

保護者からの指摘を受け、平成 27 年 2 月 16 日（月）に本学事務局長が当該教員から事情を聴取したところ、雇用に関する支出について不適切な事例があることを認めたため、内容について整理し、報告するよう指示した。

平成 27 年 2 月 19 日（木）に再度、事務局長から当該教員に対して、学部長および事務局関係職員同席のもと、雇用に関する不正な支出状況および当該教員から提出のあったメモについて事情を聴取した。あわせて、当該教員に対して、当該学生以外も含めた不正雇用に関する全容がわかる資料を提出するよう指示した。

その後、平成 27 年 2 月 27 日（金）および平成 27 年 3 月 1 日（日）に当該教員に対して事情を聴取する中で、複数の学生等の雇用に関して不正経理が行われた可能性が極めて高く、当該教員も事実を認めたため、速やかに設立団体である滋賀県（知事、副知事）に報告するとともに、文部科学省とも協議を行い、平成 27 年 3 月 2 日（月）に当該事実の公表を行い、調査委員会の速やかな設置を決定した。

(3) 公表後の本学の対応

当該事案の公表後、調査の適正な実施および再発防止に向けて、以下の対応を行った。

○3月3日（火） 教育研究評議会において、当該事案の報告を行うとともに、新ガイドラインに対応するため平成 27 年 4 月 1 日施行予定であった学内規程の「研究活動上の不正行為の防止に関する規程」を承認、即日施行し、真相解明に向けた体制を明確化した。

○3月4日（水） 学内委員3名、学外委員3名からなる調査委員会を設置した。

○3月9日（月） 理事長より直接、知事に説明の上、滋賀県議会総務・企業常任委員会において、不正経理事案および今後の対応について説明した。

- 3月17日(火) 本学コンプライアンス委員会を開催。その後、理事長/学長より全教職員あてに、より一層のコンプライアンス意識の向上と、全教職員一丸となって再発の防止に全力を尽くし、信頼の回復に努めなければならない旨の緊急メッセージを発出した。
- 4月1日(水) 全教職員に対して、年度初めの始業式への招集通知を行い、不正経理事案の発生と再発防止に向けた理事長訓示および副理事長からの具体的指示を行った。
- 4月17日(金) 臨時職員雇用に関する勤務表(実績表)の様式を改正し、従事内容および勤務時間等の具体的かつ詳細な記述を義務づけることとした。
- 5月12日(火) 平成27年度科学研究助成事業採択者対象の説明会において、不正経理を含めた研究不正について研修を行った。
- 6月23日(火)、7月7日(火)、21日(火)、28日(火)の役員会議および7月7日(火)、21日(火)の連絡調整会議(役員および学部長等が参画)において、大学としての組織的な再発防止策について協議を行い、再発防止の具体策を取りまとめた。

2 調査

(1) 調査体制

公立大学法人滋賀県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程に基づき、平成27年3月4日に不正行為調査委員会を設置した。なお、当該委員会の設置および調査開始時期が年度末となることから、既に内定していた平成27年度就任予定人事に基づき、学内委員を任命することとした。

【表1】調査委員会委員名簿

区分	委員氏名	職名等
学内委員(委員長)	廣川 能嗣	研究・評価担当理事(当時、工学部長)
学内委員	川口 逸司	副理事長(兼事務局長)
"	面矢 慎介	人間文化学部長(当時、人間文化学部教授)
外部委員	森野 有香	弁護士
"	藤 崇之	公認会計士
"	横山 俊夫	滋賀大学理事・副学長

なお、当該調査委員会の事務担当として、監査室(研究不正事務担当)に加えて、財務グループ(会計事務担当)、総務グループ(コンプライアンス担当)および地域連携推進グループ(大学COC事業担当)を配置した。

(2) 調査内容

ア 調査期間

平成27年3月～平成27年8月

イ 調査対象

本調査の対象は、当該教員にかかる過去2カ年(平成25年度、26年度)の大学COC事業に

関する研究費およびその他の研究費ならびに大学COC事業において地域課題研究を行ったその他の本学教員の経費とした。ただし、調査委員会が実施した当該教員からの複数回のヒアリングにおいて、当該教員の学生等の雇用に関する不正経理については、大学COC事業に関するものだけでなく、一般研究費（本学が各教員の研究活動等のための基盤的経費として措置している経費）やその他の研究費ならびに本学が措置する経費等についても、平成22年度頃から行って来たとの申述があり、当該教員に対しては、さらに遡って調査を実施することとした。

あわせて、今回の調査においては、不正経理に関与した学生からのヒアリング結果に基づき、当該研究室およびゼミ等における卒業論文等に係る教育指導上の妥当性についても対象とした。

【表2】不正経理に関する調査対象項目

対象者	対象年度	対象経費の財源	対象経費
当該教員	平成25、26年度	大学COC事業	賃金、物品費、旅費、謝金等
	平成22年度 ～平成26年度	その他の研究費 実験実習費、TA等 の教育関係経費	賃金、物品費、旅費、謝金等
大学COC事業 実施教員	平成25、26年度	大学COC事業	賃金、物品費、旅費、謝金等

ウ 調査方法

(ア) 当該教員の大学COC事業関係研究費（平成25、26年度）

a 書面調査

出勤表（雇用の実績を表した書類）の確認（毎月の勤務内容および各月の勤務日の不自然さ等の有無の確認）

購入物品等と研究内容との整合性の確認

b 当該教員へのヒアリング

c 経理不正を申告した学生およびその他の被雇用者（学生等）へのヒアリング

(イ) 当該教員のその他の研究費の調査（平成22年度～平成26年度）

a 書面調査

勤務表の確認（毎月の勤務内容および各月の勤務日の不自然さ等の有無の確認）

購入物品等と研究内容との整合性の確認

b 当該教員へのヒアリング

c 被雇用学生へのヒアリング

(ウ) 当該教員以外の本学教員のCOC地域課題研究に関する調査（平成25、26年度）

a 書面調査

勤務表の確認（毎月の勤務内容および各月の勤務日の不自然さ等の有無の確認）

購入物品等と研究内容との整合性の確認

b 担当教員へのヒアリングおよび自己申告書の徴取

c 被雇用者（学生等）に対する確認調査（照会回答による文書調査等）

(エ) 教育指導上の運営体制に関する調査

- a 当該教員へのヒアリング
- b 本学全学部全学科における卒業論文等の指導体制に関する確認調査
- c 当該教員が所属する学科の学科長へのヒアリング

エ 調査委員会の開催日時・内容等

第1回委員会	<p>○日 時 平成27年3月9日(月) 15:30~17:10</p> <p>○出席者 廣川委員長、森野委員、川口委員、面矢委員</p> <p>○事務局 久保田監査室長、高居総務グループ統括、三和田財務グループ統括、村井地域連携推進グループ統括、松野副参事、中嶋主事</p> <p>○議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象事案に係る経過および概要 2 調査実施方針(案) 3 これまでの調査結果 4 調査スケジュール(案) 5 ヒアリング調査の実施について 6 その他
第2回委員会	<p>○日 時 平成27年3月30日(月) 13:36~15:25</p> <p>○出席者 廣川委員長、横山委員、森野委員、川口委員、面矢委員</p> <p>○事務局 久保田監査室長、高居総務グループ統括、三和田財務グループ統括、村井地域連携推進グループ統括、松野副参事、植田主幹、中嶋主事</p> <p>○議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査状況の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申立に係る教員、関係者に対する調査状況 (2) その他のCOC事業(公募型地域課題研究)に対する調査状況 2 今後の対応方針について
第3回委員会	<p>○日 時 平成27年4月28日(火) 13:30~15:47</p> <p>○出席者 廣川委員長、横山委員、森野委員、川口委員、面矢委員</p> <p>○事務局 木村監査室長、久保田グループ統括、高居総務グループ統括、三和田財務グループ統括、村井地域連携推進グループ統括、中川副参事、植田主幹、中嶋主事</p> <p>○議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2回不正行為調査委員会議事録案について 2 調査状況の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回委員会以後の調査経過について (2) 近藤教授に対する調査状況 (3) その他のCOC事業(公募型地域課題研究)に対する調査状況 (4) 各学部学科の卒業研究等指導状況の確認結果

	<p>3 報告書（素案）について</p> <p>4 今後の対応について</p>
第4回委員会	<p>○日 時 平成27年8月10日（月）10:00～12:05</p> <p>○出席者 廣川委員長、横山委員、藤委員、森野委員、川口委員、面矢委員</p> <p>○事務局 木村監査室長、久保田グループ統括、高居総務グループ統括、三和田財務グループ統括、村井地域連携推進グループ統括、中川副参事、植田主幹、中嶋主事</p> <p>○議 題</p> <p>1 第3回不正行為調査委員会議事録案について</p> <p>2 平成22年度分の調査結果および不正額の総額について</p> <p>3 報告書（案）について</p> <p>4 今後の対応について</p>

3 大学COC事業に関する不正経理の調査結果（不正等の内容）

(1) 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）

架空請求（カラ雇用（雇用日数等の水増し請求、補助金の目的外業務従事を含む））

なお、雇用以外の経費（物品費、旅費、謝金等）については、適正に検収、検品されており、正当に執行されているものと判断した。

(2) 不正等に関与した教員

(3) 不正等が行われたプログラム名

プログラム名：地（知）の拠点整備事業

選定年度：平成25年度

補助期間：平成25年度～平成29年度

事業名：びわ湖ナレッジ・コモンズ～地と知の共育・共創自立圏の形成～

事業推進担当者氏名：平成25,26年度 理事・副学長 仁連 孝昭

平成27年度 理事・副学長 濱崎 一志

交付決定額：平成25年度 24,282千円

平成26年度 38,829千円

確定額：現時点で両年度とも額の確定はなされていない。

(4) 不正等の具体的な内容

ア 動機・背景

当該教員の専門分野は、環境社会システム、環境文化、市民参画デザインであり、授業については、「人間にとって環境とは何か」（人間学）、「イベント計画論・演習」（学部専門科目）、「環境計画学」（学部専門科目）を担当している。これまで自転車等を活用したコミュニティビジネスや地域の活性化に関する活動等を行ってきており、自治体等においても多くの審議会委員等に

就任していた。なお、当該教員は、職位が教授であり、平成 26 年度は所属する学科の学科長に任じられていた。

当該教員は、大学COC事業実施以前から他の大学財源でも不正雇用による不正経理を行っており、調査委員会が本人にヒアリングしたところ、このような還流金等により不正に金銭をプールしようとした動機は、

○以前から、地域の振興や活性化のイベント開催等の取組を行っているが、そのための予算、財源が十分ではなく、必要な財源を確保しなかったこと

○3年前（平成 24 年度頃）から、「イベント計画論・演習」で実施する学生企画のイベント規模が大きくなり、細々した経費支出の手続きが面倒になったこと

などと申述している。ただし、これは、大学COC事業の実施以前に、そもそも不正経理による金銭プールを企図した動機であり、本件大学COC事業においてなされた不正経理は、その中のひとつである。

イ 手法

今回の不正雇用の手法であるが、勤務表に記載されている従事実績は、勤務の実態のあるなしに関わらず、勤務日や勤務時間等は、すべて事実と異なる架空の従事記録となっている。支払金額も当該教員が必要な額を任意に設定している。これらの架空の従事記録をもとに支出された賃金については、下記に区分される不正経理の形態を取っているものと判断される。これらの事実については、当該教員のヒアリングおよび当該教員から提出のあった学生等とのメールのやりとり等の資料において確認を行った。また、調査委員会のヒアリングに応じた学生等被雇用者からも、正確な実績金額にかかる記憶は曖昧な場合があったものの、当該学生等から提出のあったメール等のやりとりや学生本人が保管していた従事記録データなどから確認を行った。

【表 3】大学COC事業経費に関する不正雇用・経理の形態と支出額

	不正雇用・経理の形態		不正賃金等支出額	
			H25	H26
1	架空雇用 (全く従事実態がないもの)	振込金額の全額を学生等から還流させているもの	51,300 円	
		地域活性化イベント等で学生が立て替えた金額を支弁しようとしたもの	85,500 円	
2	水増し雇用 (業務を依頼し何らかの従事実態はあるが、実績日数等を水増しして作成し、過大に支払わせたもの)	勤務実績の管理を行わず、教員が業務内容に見合うと考えた任意の金額を除いて、差額を還流させたもの		229,500 円
		学生等から勤務実績を報告させ、その差額については返還させずに、翌月以降の従事分として充当することとしたもの	37,170 円	117,000 円
3	目的外雇用		106,200 円	

	(業務を依頼し、従事実態に応じた額を支払ったが、財源とは異なる目的の業務に従事させたもの)		
	合 計	280,170 円	346,500 円
	総 計 (H25+H26)	626,670 円	

【表4】大学COC事業経費の不正に関与させられた学生等の数

平成 25 年度	のべ 4 名	学生等の実人員数 計 7 名
平成 26 年度	のべ 4 名	

【表5】当該教員および関係学生等ヒアリングの状況

対象者		月 日	備考
当該教員	第 1 回	平成 27 年 3 月 18 日 (水)	
	第 2 回	平成 27 年 4 月 10 日 (金)	
	第 3 回	平成 27 年 4 月 15 日 (水)	
	第 4 回	平成 27 年 4 月 20 日 (月)	当該教員の傷病特休につき中止
申立学生	4 回生	平成 27 年 3 月 14 日 (土)	H25,26 に関与
学生 A	3 回生	平成 27 年 3 月 16 日 (月)	H26 に関与
学生 B	4 回生	平成 27 年 3 月 16 日 (月)	H26 に関与
学生 C	M2 回生	平成 27 年 3 月 16 日 (月)	H25 に関与
学生 D	3 回生	平成 27 年 3 月 20 日 (金)	H26 に関与
被雇用者	一般	平成 27 年 3 月 27 日 (金)	元環境科学部契約職員 H25 に関与

※平成 25 年度に関与した学生 1 名については、平成 25 年度末で卒業済みで連絡先が確認できなかった。

ウ 不正等に支出された額

調査の結果、大学COC事業（平成 25、26 年度）において当該教員が行った不正雇用等による不正な支出額は、表 3 に基づき、以下のとおりと認定した。

平成 25 年度分	280,170 円
平成 26 年度分	346,500 円
合 計	626,670 円

エ 私的流用の有無

大学COC事業に関して不正に支出された賃金（学生から当該教員に還流された金額を含む）の用途については、当該教員や関係学生からのヒアリングおよび当該教員から提出のあった領収書等の資料を確認した結果、主なものは以下のとおりであった。

- (ア) COC 研究への従事に対するもの（用途としては正当だが、支出額等の算出根拠が大学の規則に反するもの）
- (イ) 研究室における学生生活動経費（イベント開催場所へのレンタカー代、学生のイベント参加の

ための旅費、消耗品等)

(ウ) 当該教員の研究活動経費(論文翻訳料、過年度学会費、書籍等研究用資料購入、消耗品費等)

(エ) COC事業で実施するイベント参加者への弁当代、講師等の昼食代

(オ) 地域活性化イベント等の実施経費の一部に充当(学生立替分の支弁)

「私的流用」については、「自己の私的な利益」のために、目的が決まっているものを別の用途に使用することと定義し、この観点から今回の支出内容を検討すると、基本的に、「学生の学修活動に要したもの」、「教員の研究活動に要したもの」、「地域貢献活動に要したもの」に区分され、予算財源を確保して正式な支出処理を行えば支出できたもの、もしくは、大学財務部門と協議をすれば支出できる可能性があったものと考えられる。このことから、私的流用はなかったものと判断した。

オ その他の大学COC事業実施教員への調査

(ア) 平成25年度または平成26年度において大学COC事業の公募型地域課題研究を実施した教員16名に対して、支出内容および学生雇用に関する支出調書等を確認したところ、不正と思われるものはなかった。さらに、ヒアリング調査においては、各教員から不正を行っていない旨の申告書を徴した上で、特に、学生等を雇用していた場合は、その従事した内容および従事した結果の成果物等について重点的に説明を受けたところ、いずれも問題はないものと判断した。

【表6】COC地域課題研究実施教員ヒアリングの状況

ヒアリング実施日等	曜日	時間	対象教員	年度	申告書内容	雇用の妥当性
3月13日	金	10:00	教員A	25, 26	○	○
3月18日	水	15:00	教員B	26	○	○
3月19日	木	17:00	教員C	25	○	○
3月20日	金	16:00	教員D	26	○	○
3月20日	金	17:00	教員E	26	○	○
3月23日	月	10:00	教員F	25	○	○
3月23日	月	13:00	教員G	25	○	○
3月23日	月	15:00	教員H	26	○	該当なし
3月24日	火	15:30	教員I	26	○	○
3月25日	水	9:30	教員J	25, 26	○	○
3月26日	木	10:00	教員K	26	○	○
3月26日	木	13:00	教員L	25, 26	○	○
3月30日	月	10:00	教員M	25	○	○
3月30日	月	16:00	教員N	25, 26	○	○
4月2日	木	10:00	教員O	25	○	該当なし
4月21日	火	15:30	教員P	26	○	○

※表中の「○」は、問題がなかったことを示す。

※「該当なし」は、支出費目に賃金が計上されていないことを示す。

(イ) 被雇用学生等に対しては、該当者 74 名（複数の教員に雇用されている場合もあり、のべ数は 86 件）に対して、郵便により雇用状況および雇用経費の反面調査を行った。当該調査については対象学生が卒業（就職）している場合も多く、実際の住所地等に転送されているかの確認ができないことや調査自体が任意の協力を求めるものであることから、30 名からは回答が得られなかった。回答が得られた 44 名（47 件）においては、実績に基づかない賃金支出や目的外業務従事など、雇用状況に関して問題がある旨の回答はなかった。

(5) これまで本学が交付を受けた大学改革推進等補助金に対する調査

これまで、大学COC事業以外に本学が交付を受けた大学改革推進等補助金については、以下のとおりであり、これらについても調査委員会の学内委員を中心に書類調査を実施した。調査にあたっては、法人化以後、購入物品等については、事務局における検収窓口を一本化するとともに、取得価額 10 万円以上の管理物品および固定資産についても、年 1 回の確認調査を実施していることから、雇用に関する経費を中心に検証を行った。

【表 7】

年度	プログラム名称	事業名称	交付決定額(円)	額の確定額(円) ※は実績報告額
16	現代的教育ニーズ取組支援プログラム	スチューデントファーム「近江楽座」ーまち・むら・くらしふれあい工舎	15,000,000	15,000,000
17	現代的教育ニーズ取組支援プログラム	スチューデントファーム「近江楽座」ーまち・むら・くらしふれあい工舎	13,500,000	13,496,900
18	現代的教育ニーズ取組支援プログラム	スチューデントファーム「近江楽座」ーまち・むら・くらしふれあい工舎	13,500,000	13,500,000
22	大学教育・学生支援推進事業 大学教育推進プログラム	地域学副専攻による学士力向上プログラム	20,000,000	16,789,883
23	大学教育・学生支援推進事業 大学教育推進プログラム	地域学副専攻による学士力向上プログラム	18,000,000	17,623,520
24	産業界のニーズに対応した 教育改革・充実体制整備事業	滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成（滋賀県立大学分）	3,519,000	1,810,804
25	産業界のニーズに対応した 教育改革・充実体制整備事業	滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成（滋賀県立大学分）	10,000,000	8,882,837
26	産業界のニーズに対応した 教育改革・充実体制整備事業	滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成（滋賀県立大学分）	8,798,000	※ 8,244,636

ア 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（平成 16～18 年度）の調査結果

経費区分	主な内訳	支出額
------	------	-----

H16	設備備品費	サーバ、プリンタ、炭化炉等	2,995,685
	旅費	国内旅費	979,330
	人件費	謝金、臨時職員	4,207,998
	事業推進費	消耗品、借料、雑役務費、印刷製本費等	6,817,012
	合 計		15,000,025
H17	設備備品費	凍結乾燥機、ドリル、プリンタ等	877,153
	旅費	国内旅費	475,509
	人件費	謝金、臨時職員	4,931,393
	事業推進費	消耗品、借料、雑役務費、印刷製本費等	7,215,945
	合 計		13,500,000
H18	設備備品費	搾油機、加熱プレス機等	1,053,807
	旅費	国内旅費	96,810
	人件費	謝金、臨時職員	6,117,179
	事業推進費	消耗品、借料、雑役務費、印刷製本費等	6,232,204
	合 計		13,500,000

平成 16 年度および平成 17 年度については、法人化前の県の機関であった時期であり、会計証憑等については、保存年限を超過しており確認できなかったため、平成 18 年度のみ会計証憑について当時の会計事務手続きを検証した。

当該年度においては、教員による学生の調査補助等の雇用実績があるが、今回の事案と異なり、教員本人に直接の執行予算を配分せずに、あらかじめ事業担当の教員から雇用が必要な理由および業務の内容を審査した上で雇用手続きを行うとともに、事務局の補助事業所管グループ（当時は、地域貢献研究推進グループ）が一旦、会計書類を作成または確認後、経理事務を所管する財務グループへ回付する流れとなっていたことから、事務局の複数のチェックがかかっているなど不正な経理が発生する余地はないものと判断した。

イ 大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラム（平成 22 年度、23 年度）

	経費区分	主な内訳	支出額
H22	設備備品費	専用サーバ等	3,615,360
	旅費	他地域調査	200,220
	人件費	謝金、雇用経費（制度設計職員 2 名、事務職員 2 名）	7,382,238
	事業推進費	消耗品費、借料・損料、印刷製本費、雑役	8,507,629

		務費、会議費、交通費	
	合 計		19,705,447
H23	設備備品費		0
	旅費	他地域調査	36,180
	人件費	謝金、雇用経費（特定研究員2名、特任教授1名、事務職員2名、臨時職員7日）	18,304,081
	事業推進費	消耗品費、借料・損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、交通費	4,484,156
	合 計		22,824,417

当該事業においては、事業推進担当者および事務補助職員を就業規則の適用を受ける特任職員または契約職員等として雇用しており、勤務場所も事務局内であり、事務局における適正な服務管理を行っていた。また、一時的に臨時雇用（大学院生等）を行う場合もあったが、講習会等の事業実施時の補助等であり、これらの業務内容および従事時間は事務局が管理していることから、不正な経理が発生する余地はないものと判断した。

ウ 産業界のニーズに対応した教育改革・充実体制整備事業（平成24～26年度）

	経費区分	主な内訳	支出額
H24	物品費	消耗品費	621,376
	旅費	国内旅費	107,678
	人件費	特任教員1名、臨時職員	820,405
	その他	印刷製本費	261,345
	合 計		1,810,804
H25	物品費	消耗品費	365,759
	旅費	国内旅費	313,850
	人件費	特任教員1名、臨時職員、謝金	6,468,490
	その他	印刷製本費、通信運搬費等	1,734,738
	合 計		8,882,837
H26	物品費	消耗品費	161,468
	旅費	国内旅費	476,690
	人件費	特任教員1名、臨時職員	6,901,837
	その他	印刷製本費、通信運搬費等	704,641
	合 計		8,244,636

当該事業においては、事業推進担当者1名および事務補助のための臨時職員の雇用を行ったが、いずれも事務局の事業担当グループ（学生・就職支援グループ）内で勤務しており、事務局において適正な服務管理を行っていた。また、それ以外に教員等が直接雇用を行う臨時職員等の実績はないことから、雇用に関しての不正な経理はないものと判断した。

(6) 調査を踏まえた大学としての結論と判断理由

本件不正雇用に関する不正経理については、学生等の実際の業務従事実態のあるなしに関わらず、賃金支出の根拠となった書類（勤務表に記載された勤務日等）がすべて虚偽であることから、この間の支出賃金の全額を不正と認定した。これらの総額については、当該教員に対して、返還を求めるものとする。

また、還流金を含めて不正に取得された賃金相当額については、教育、研究、社会貢献のために使用されているものであり、私的流用はなかったと判断した。

しかし、今回の事案が、学生を巻き込み、虚偽の書類を作成させたこと、一部の学生には、支払った金銭を還流させたことなどについては、教育機関の教員として、また、職位が教授であることも勘案すると、教育指導上も許し難い行為である。

なお、本件以外に本学がこれまで交付を受けた大学改革推進等補助金についても、可能な限り、調査を実施したが、不正経理に該当する事実はないと判断した。

4 大学COC事業以外の財源に関する当該教員の不正経理について

(1) 調査過程において判明した事項

平成27年3月9日（月）の第1回調査委員会を開催後、当該教員のヒアリングは、計3回実施した。大学COC事業に関する不正経理以外に当該教員が関わる他の国庫補助金等に関する不正経理はないものの、ヒアリングの過程において、その他の本学の研究費等を財源として平成23年度から不正雇用による不正経理を行っていたことを認めるに至った。さらに、第3回のヒアリング時（平成27年4月15日（水））において、平成23年度以前の不正の有無を質したところ、学生雇用に関する不正経理は平成22年度頃からは行っていたとの申述が得られた。このため、当該年度の雇用状況についてのヒアリングを平成27年4月20日に予定していたが、同日付で当該教員より、心的要因による傷病特別休暇の申請があり、当該教員への調査を事実上、中断せざるを得ない状況になった。

当該教員は、平成27年6月30日まで特別休暇を取得するとともに、本事案に関して、弁護士を代理人に選任したため、代理人を介しての調査に変更することとし、特別休暇終了後（平成27年7月）に当該代理人を介して調査を実施した結果、平成22年度分についても、一部、不正な雇用があったことを認めるに至った。

(2) その他の不正経理の概要

当該教員は、大学COC事業以外の財源を用いても、平成22年度頃からは不正雇用等の不正経理を行ってきたと申述しており、その財源については、一般研究費、奨励寄付金、実験実習費、受託研究費、TA賃金に及んでいる。本人の申述によると、当該各年度において自身が執行できる財源から適宜行っており、財源を特に意識して区分するようなことはなかったということである。

【表8】大学COC事業以外に不正雇用によって支出された賃金の額（平成22年度～26年度）

財源	年度	支出額	主な用途
一般研究費	22	166,340円	○研究用経費（学会費、書籍等）

	24	211,120 円	○イベント演習に必要な消耗品等 ○演習補助（学部生に認められていないTA相当） ○学生が使用するプリンタ等ゼミ室の環境整備、卒論調査のための学生交通費など卒論作成等のための必要経費 ○地域活性化イベント等の開催に必要な経費（消耗品や役務費等）
	25	123,900 円	
実験実習費	24	56,000 円	
	25	169,000 円	
奨励寄付金	23	56,000 円	
	25	89,650 円	
受託研究	22	446,040 円	
	23	224,000 円	
TA賃金	22	30,000 円	
	23	110,000 円	
	24	136,000 円	
	25	103,000 円	
	26	103,000 円	
合計		2,024,050 円	

【表9】不正経理に関与させられた学生等の数（大学COC事業およびその他大学財源）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
大学COC事業分	—	—	—	4名	4名
その他大学財源分	12名	6名	6名	6名	1名
実人員数（年度別）	12名	6名	6名	7名	5名
実人員数（H22～H26）	28名				

（3）大学としての対応

平成 22 年度から平成 26 年度までにおいて、大学COC事業以外の合計 2,024,050 円の賃金支出については、いずれも、学生等の従事実態のあるなしに関わらず、賃金支出の根拠となった証拠書類等が虚偽であるとみなされることから、大学COC事業分と同様に、不正認定し、この間の不正と認められる支出賃金の全額について当該教員に返還を求めるものとする。

また、この不正経理分の使途についても、基本的には教育、研究、地域貢献等に使用しているものであり、大学COC事業分と同様に、私的流用はなかったものと判断した。

5 不正等の発生要因

（1）不正等が行われた当時の補助金等の管理・監査体制

補助金の管理・監査体制としては、内部監査を所管する監査室が監査を行うこととなっており、平成 26 年度の財務関係書類に対する監査（平成 25 年度財務関係書類が対象）においても、大学COC事業に関する支出書類を監査対象としたが、書類上の整合性は特に問題はなく、不適切な点を見抜くことはできなかった。

（2）発生要因

当該教員の公費使用に対する認識の甘さが第一の要因であるが、還流金の使途となった当該教員

の担当科目である「イベント計画論・演習」においては、その授業に必要な経費執行等に関する計画性のなさも大きな要因となっている。加えて、次の点が発生要因と判断した。

ア 大学COC事業という大学全体で取り組むべき事業の経費執行であるにも関わらず、公募型地域課題研究費については、他の一般研究費と同様に研究者個人に経費執行内容の決定を任せており、補助事業責任者等による管理が不十分であったこと

イ 緊急に必要な消耗品等については、「現地調達」制度を用意しているが、当該教員は利用方法を熟知していなかったこと

ウ 勤務実績を表す「出勤表」に記載が必要な「業務内容」について、具体的な業務内容を記載するような指導が不十分であり、簡単な、または画一的・形式的な記述で可とされていたために、事務局におけるチェックも十分になし得ず、業務実績の偽造が容易であったこと（TAにおける従事内容の記述も同様）

エ 本来、学生等の被雇用者の出勤簿については事務部門（学部にあつては各学部長控室）が管理することで、牽制効果を発揮することが期待されるが、各学部長控室担当者への周知・指導が徹底されておらず、一部のところで事後押印やまとめたの押印が行われていた。また、学部長控室に常置すべき出勤表についても、郵送での提出があつたことを見逃していた点等事務部門の管理も十分ではなかったこと

オ 不正経理に協力させられた学生は、一部、不適切との疑念を有していた者がいたが、倫理教育が不十分のためか、多くの学生が不正行為であるとの確たる認識もなく、特に抵抗なく協力要請を受け入れていたこと、また、今回の場合のように、不正行為との認識を持つに至った場合でも、通報できる仕組みや当該窓口の存在の周知が十分でなかったこと

6 再発防止策

今後の再発防止に向けて的確に対応するため、教職員や学生等のさらなる意識向上を図るとともに、体制面の改善なども含めた組織的な対応を進めることとし、以下の再発防止策を講じる。

(1) 教職員や学生等の意識向上等に関する再発防止策

ア 研究倫理やコンプライアンスに関する研修の実施

従来より、公的研究費の不正に関する研修等は、機会をとらえて随時実施してきており、当該教員も参加していたにも関わらず当該事案が発生したことを踏まえて、より実効性のある研究倫理やコンプライアンス意識の徹底のための研修を実施する。必要に応じて、研究倫理については、CITI ジャパンの研究倫理に関するeラーニング等のしくみを活用することを検討し、必要なメニューについて早期に受講を進める。（CITI ジャパンの研究倫理eラーニングについては、既に登録を行い、導入メニューおよび内容の検討を行っている状況にある。）

また、着任時に教職員が提出する就業規則等の遵守を宣言する誓約書についても、文言等の変更を検討し、遵守項目の具体化を図った上で誓約させるなど、形式的な書面とならないよう、様

式の改正を行う。

イ 教職員の役割に応じた研修等の実施

今回の事案が、学科長である教授職にある者が行った点を踏まえ、教授昇任者および新着任教員等に対して、その役割に応じた研修を実施するものとする。管理的立場にある教授昇任者に対しては、コンプライアンスに加えて学科・研究室運営の指導的役割等に関する事項等を重点的に行うとともに、新着任教員に対しては、服務や労働条件等に関する周知、教示だけでなく、本学における研究不正行為防止計画、コンプライアンスならびに適切な経理事務手続き等について、特に日時を確保して新任セミナー等の研修を開催し、受講を義務づけるなどの取組を進める。

ウ 事務局体制および職員研修の見直し

事務局職員に対しても、研究不正に対する意識、特に研究費執行に関する意識を向上させるため、職員研修計画の内容を見直すこととし、その中で、研究費不正防止に向けた事務局の役割とそのために必要となる事務手続等、さらには、雇用手続の意味など労働関係法規等についても研修を行い、雇用事務手続の際の教員への指導等が適切に行えるよう対応を図る。

また、雇用業務に関するチェックとしては、出勤簿への押印を確実に確認できるよう、学部長控室（いわゆる学部事務室）に配置された事務職員による出勤簿の管理、運用の強化を図る。具体的には、一定期間ごとに出勤簿のコピーをとるなどし、事後押印がされた場合に確認が可能となるような対策を行う。

加えて、今後、不正行為防止を確実に進めるため、監査室の充実や学部長控室の事務処理内容の見直しなど、事務局体制や事務分掌についても見直しを行う。

エ 学生に対する教育および周知の実施

今回の事案は、学生が不正経理に協力させられていたものの、不正につながる認識が十分でなかったことがヒアリング等で窺われたことから、学生に対しても、初年次の全学共通の必修科目である「人間探求学」において、適切な倫理教育を実施する。さらに、実際に雇用された学生に対しては、不正行為を発見した場合の通報等に関する文書の配付を行うとともに、出勤簿に押印された当日に、当該勤務場所において、従事しているかどうかの事実確認を行ったりするなど、事務局による定期的な反面調査を実施することで不正防止に向けての牽制効果を発揮させるようにする。

オ 通報窓口の明確化

通報窓口がわかりにくかった点に関しては、コンプライアンス違反等の事例が発生した場合または発生しているおそれがある場合などを教職員または学生等が発見した場合ならびに本学に関係のある第三者が当該事実に気づいた場合などについては、通報窓口を容易に発見、通報ができるよう、大学ウェブサイトや学内の教職員ポータル（グループウェア）に専用のバナーを設けるなど、未然防止や早期対応が確実にできるよう、適切かつ明確な周知対策を講じる。（大学ウェブサイトのバナーはすでに設置完了）

(2) 財務関係事務に関する再発防止策

ア 大学改革推進等補助金事業に対する経費執行管理体制の強化

大学COC事業をはじめとする大学改革推進等補助金など、大学全体で取り組む補助事業等については、事業の管理運営組織（委員会等）における執行管理を行うとともに、日常の執行においても、事務局内における事業執行部署と財務執行部署の2段階で経費執行をチェックする体制を講じる。

イ 不断の事務改善の実施

当該教員は、緊急かつ小口の経費執行が煩雑であったことを不正経理の要因の一つとしてあげている。研究費や教育実験実習費の執行においては、緊急時の支払いや特殊な物品等の購入など、大学独自の多様な支出形態が存在することから、当該支出経費の性質に対応した会計事務手続方法の改善を図るため、財務事務改善ワーキングなど、教員と財務担当職員との意見交換の場を常設化するとともに、当該結果を踏まえた事務手続改善および周知の徹底を図る。

ウ 雇用に関する事務手続の改善

日々雇用職員の勤務実績を証する資料である勤務表については、被雇用者の従事した業務内容が確実に把握できるよう、従事内容の記述を具体的に記載させるとともに、従事時間についても、従来の従事時間数のみの記載から勤務時間の開始時間および終了時間の記載を求めるように変更するなどの様式改正を行うこととする。（ティーチングアシスタントの実績様式も同様。平成27年4月より様式改正を実施済み。）

また、学部においても、学生および大学院生の雇用状況を公開するなどして相互監視による不適切な雇用防止に努めるものとする。

エ 雇用に関する財務執行管理および監査体制の強化

雇用に関する経費執行書類のチェックについては、物品購入の場合と異なり、事実確認の点で難しい面があるため、これまで事務局財務グループ内の学部担当者から支出審査担当を経て、決裁権者であるグループ統括へと回付されていた決裁ルートを見直し、上席者を含めた学部担当者以外の者による従事内容の妥当性等のチェックを加えるなど、決裁ルート上の確認を強化するとともに、特に、雇用に関する会計書類については、監査室による内部監査の実施頻度を増加させるものとする。

7 教育指導上の運営体制の状況について

今回の不正経理については、発覚の端緒が、当該教員の卒業論文指導にあったことから、当該教員の指導方法および教育指導上の運営体制に問題等がなかったかについても、併せて調査・検証を行った。

(1) 当該教員の学生への卒論指導方法について

ア 再提出論文への指導について

当該学生および教員が所属する環境科学部環境政策・計画学科は、社会科学や自然科学に基づき環境政策・計画を策定する能力と実践の技法を身につけるための教育を行っており、卒業論文のテーマも多種多様なものとなっている。

当該教員からのヒアリングによると、このような状況の中、当該学生の取り組んだテーマは、

当該教員の研究分野のテーマおよび大学COC事業の研究テーマと極めて近接しており、このため、通常は軽微な修正で可とされる再提出論文についても、よりよい成果をまとめるために指導が厳しくなったと申述している。

また、卒論の再提出日が2月25日となっていたが、当該教員がその1週間前から海外出張を予定しており（結果的に出張は取りやめた）、その直前までに再提出論文をまとめるよう指示したことは、指導教員の責任を自覚していないと判断されてもやむを得ないものと考えられる。

イ 日常の学生指導について

当該教員は、ここ数年、指導方法が、面談からメールやグループウェア等による指導の比重が大きくなってきており、学生とのコミュニケーションが希薄になってきたことは、当該教員や学生からのヒアリングにおいても認めている。

ウ ハラスメント等の可能性について

今回の不正経理に関して、当該教員から当該教員と複数の学生との間の協力依頼のメールの写しの提出があったが、その内容は、教員と学生の親密度が窺えるものであり、通常の良い人間関係の中での依頼と考えられる。しかし、本件申告学生にとっては、当初は、そのような関係であったものの、卒論の進捗に関して、「就活で手を抜いていたのではないか」、「遊んでいないよね」などのメールでの発言が、当該学生にとっては親密度を超えて相当なプレッシャーとなっていたとも考えられ、学生本人からの直接の申立てはないものの、指導教員と学生との関係を考慮すると、結果としてハラスメントがあったととらえられたとしてもやむを得ないものと考えられる。

(2) 本学における学部学科の教育指導体制について

各学科の卒業研究等の進捗管理については、各学科の学問分野や教員体制に応じて、特に問題なく管理されていることを確認した。

日常の指導方法についても、個別指導またはグループ指導の形態を問わず、ともに面談中心で行われている。一部の学科でメールを使用している場合もあるが、日程調整や補足的な連絡など、面談指導の補完的手段として用いているとのことであり、問題はないと判断した。

卒業研究の最終審査後の追加指導の方法についても、最終審査に提出するまでに十分な指導を行っている場合が多く、修正が必要な場合であっても、再提出期間を1週間から10日程度に設定し、集中的に指導を行っている場合が多い。また、再提出期間が1ヶ月等比較的長い場合であっても、指導教員が長期間不在とならないよう対応していることから、本学における卒業研究等の指導に関して、問題はないものと判断した。

(3) 当該教員が所属する環境政策・計画学科の指導体制についての検証

平成27年5月21日に、環境科学部環境政策・計画学科の学科長にヒアリングを行い、当該学科の学生指導および卒業研究等の指導状況について確認を行った結果は次のとおりである。

ア 教員と学生とのミスマッチ等への対応について

3回生前期の「政策計画演習Ⅰ」において、4月、5月の2ヶ月で学科教員全員の研究室を一巡した上で、自分にあった研究室を選択して、6月に配属されることになっており、教員と学生

のミスマッチを防ぐしくみを整備している。

イ 卒業論文審査の方法

主査教員（直接の指導教員）に加え、副査教員を配置してその両名の意見を元に学科教員で審査を行うこととしている。教員による審査では、合格評価である「A（要微修正）」、「B（要修正）」よりも事実上不合格である「C（再審査）」、「D（再提出）」についての議論を中心に行っている。

AおよびB評価については、指導教員の判断で修正を完了することができるようになっていることから、通常は、修正に膨大な作業量を要することはないとされている。

ウ メールやグループウェアの学生指導への活用について

面談が基本であり、ITツールを使用しているケースは少ないとのことである。

以上のことから、当該学科における通常の指導方法や卒業論文指導に関する日程、評価方法等については他学科と比較しても特に異なるものはなく、学科の教育指導体制は基本的には問題がないものと判断した。したがって、今回の事案については、合格である卒業論文に過度の修正を求めたこと、卒業論文修正期間中に指導教員が海外出張日程を組み込んだことなどは、極めて例外的なものであり、当該教員固有の指導方法に起因するものと判断した。

(4) 教育指導の改善およびガバナンス等に関する再発防止策

本学における各学部学科および当該学科に関する卒業論文等指導状況については、制度・体制面においては基本的に問題はないものと判断したが、本学としては、今回の事案を偶発的なものに済ますのではなく、今後の再発防止に向けて、以下により、組織的な教学ガバナンスのさらなる強化に取り組むものとする。

ア 学生教育等に関する情報共有の徹底

本学は、4学部13学科を有するが、学際的な学部が多く、各学科の教育研究分野は多様化しており、教育指導上における学科の独自性が強い状況にある。このため、現在、すべての学科で実施されている学科会議について、全学的に、会議内容の充実を図る取組を進める。具体的には、学科会議では、連絡事項の学科内周知だけでなく、教育内容の改善協議や学科内の学生状況の共有等を行い、適切な学生指導を行うための会議に位置づける。また、これまでは、海外出張する場合に、教員から直接、学部長へ提出されていた出張申請については、学科長を経由するように改め、海外出張や学外活動など学科教員の活動状況についても学科内での情報共有を図る。あわせて、会議出席者の出欠状況および協議内容等を記載した議事録の作成を義務化し、学科長会議等を通じて学部長等へ報告させることとする。また、役員および学部長で構成する連絡調整会議の場で情報の共有と状況確認を行い、必要に応じて対策を検討するなど、理事長（学長）を中心に大学全体として学内の教育指導が円滑に進むよう体制を整える。

イ 卒業研究指導における複数指導体制の充実

卒業論文指導においては、既に複数教員による指導体制を取っている学科以外の多くの学科

においても、必要に応じて指導教員以外の教員からの指導を受けることができる体制を取っている。現在1人の教員が指導を行っている学科においても、必要に応じて複数の教員から指導を受けることができる体制を講じるなど、全学的に複数教員指導体制の充実を図る。

ウ 監事による教学ガバナンスの強化

本学の監事2名は、これまでも必要に応じて学部教授会等に出席し、学部内の意思形成過程等に関して助言を得ていたところであるが、さらに、学科会議等も出席対象として拡大し、学科における教学上の運営等が適切に行われているか等についても確認を行うよう努めるものとする。

エ 教員活動の見える化の実施

今回の事案が、重要時期の海外出張および日常の学生指導において多忙を理由にITツールを多用していたことなどに端を発していると考えられることから、教員の出張や学外活動等が過度にならないよう、教職員が使用するグループウェアのスケジュール機能への入力により、各教員の学内および学外での活動状況の見える化を進める。これにより、理事長（学長）や学部長等が各教員の動向を把握し、必要な場合は活動の制限や見直しを命じるなど、学生への適切な教育指導時間の確保を図ることとする。

オ 学生からの相談対応体制の充実

学生からの教育上の悩み等に関する相談対応については、カウンセリングだけでなく、提案や具体的なサポートができる対応ができるよう全学的な学生相談窓口の充実を図るとともに、学生から直接の相談を受ける頻度が高い各教員においても適切な学生指導ができるよう、教務、学生生活、その他などの区分に応じて適切な相談部署を案内できるフローチャートなどを作成して共有する。

カ 当該学科（環境政策・計画学科）における再発防止に向けた取組

全学的に教学指導上の再発防止を進める一方で、特に当該学科では、今回の事案を踏まえて、今後、学生からの相談対応体制の充実の他、卒業論文指導等の重要時期における長期出張等についても学科会議で確認するなど、チェック体制を整備し、学科としての再発防止に向けた取組を進める。あわせて、今回の不正の要因のひとつとなった「イベント計画論・演習」については、科目担当者を変更するとともに、必要な実験実習費についても必要性や妥当性を検証し、適切な執行が可能となるよう改める。

8 その他（大学における当該事案への対応）

(1) 関係者の処分

当該事案が発覚後、当該教員に対しては、研究室の指導学生を含めて学生との接触を禁じるとともに、公的機関における審議会委員等からの辞任を指示した。

さらに、大学COC事業およびそれ以外の財源を使用した不正雇用を含めた不正経理の期間、金額および学生に関与させたことなどの事実を勘案し、調査委員会の調査終了後、直ちに本学懲戒等審査委員会において、速やかに当該教員等への処分を決定する。

(2) 関与させられた学生等への教育的配慮

本件不正経理に関与させられた学生等に対しては、必要に応じて本件事案の説明を行うとともに、特に、在学生に対しては、必要な教育上の配慮を行う。

(3) 交付中の補助金等の取扱い

大学COC事業にかかる平成 25 年度分については、当該教員の不正雇用に関する支出分を返還させ、国庫に返納する。(平成 25 年度補助額の確定において精算する。)

平成 26 年度分については、既に当該教員が実施した事業経費全額を補助対象額から除外して実績報告を行った。

(4) 刑事告発等

不正経理金に関する金銭の返還状況、本学懲戒等審査委員会の結論等をもとに、他大学等の事例も参考に、大学COC事業の補助機関である文部科学省と協議を行った上で判断する。